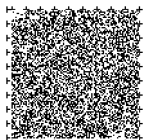


## 鈴木委員提出資料



## 東京都障害者施策推進協議会への意見書 ～地域におけるサービス等提供体制について～

地域生活支援センタープラザ  
一般社団法人精神障害者地域生活支援とうきょう会議  
鈴木 卓郎

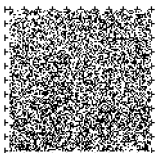
前提として、第5期障害福祉計画におけるサービス等の種類ごとに必要な量の見込み及びその確保のための方策を、平成32年度末の長期入院患者の地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）を算定したうえで、その数値を勘案して定めることが必須である。

### I. 計画相談支援（指定特定相談支援）について

計画相談支援は、第4期東京都障害福祉計画における見込み量の達成が困難になっている。計画相談支援を実施する指定特定相談支援事業所が、個別状況に応じて利用者本人の希望に必要十分に答えられる相談支援を実施し、なおかつ事業所として安定的な相談支援の提供体制を確保することが必要であるが、現状はその達成に程遠い状況である。現状の課題を踏まえ、東京都障害者計画・第5期東京都障害福祉計画には、改善のための方策として以下の点を盛り込むことを提案する。

#### 〈提案〉

- ① 東京都は、都内の市区町村に対してサービス等利用計画の作成とモニタリング頻度について画一的な基準で対応しないよう周知徹底し、利用者本人のニーズと計画相談支援提供者のアセスメントを第一に勘案した支給決定を行うよう、東京都としての基本指針を打ち出す。
- ② 上記の基本指針に則って、東京都は、指定特定相談支援事業所における必要な人員配置、一人あたりの相談支援専門員が担う計画相談支援の対象者数、本人への支援と事業所の運営に必要な年間の計画作成・モニタリング回数等についての東京都における適切な基準を定め、市区町村に周知する。
- ③ 平成30年度以降、計画相談支援を行う相談支援専門員を常勤専従で配置しようとする指定特定相談支援事業所に対して、東京都は当該相談員の配置初年度に年間の人件費相当にあたる額の補助金を交付する。これにより、計画相談支援に専従する相談支援専門員の数を都内に増やし、計画相談支援の提供体制を質・量ともに確保する。



- ※ 東京都における計画相談支援の現状については、後段の分析項目1を参照のこと。
- ※ 地域相談支援（指定一般相談支援）については、8月の専門部会で資料提出予定。

## Ⅱ. 東京都自立支援協議会について

東京都自立支援協議会は、第3期・第4期を通じて東京における相談支援の仕組みや人材育成について検討してきた。これまで、都自立支援協議会は年間に本会議が2回程度しか開かれず、部会をひとつも持たないという体制で何期にもわたって運営されてきたため、ひとつの課題を継続的に掘り下げて分析し、解決にむけた具体的な提言を行うまでの機能を持つことができないでいた。

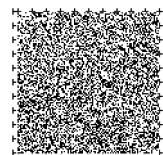
平成29年度から始まった第5期においても、残念ながらそうした不十分な体制は継続されている（鈴木提出資料⑤並びに⑥参照）。今年度は、第8期東京都障害者施策推進協議会が東京都障害者計画・障害福祉計画等の策定にむけてこの先毎月のように議論を行っていくにもかかわらず、都自立支援協議会の本会議は次回が平成30年2月まで開催されないスケジュールとなっている。

地域におけるサービス等提供体制の中で、とくに相談支援については都自立支援協議会が率先して市区町村にモデルとなる指針を打ち出していくべきである。都自立協議会の現状を改善するための方策として、東京都障害者計画・第5期東京都障害福祉計画に以下の点を盛り込むことを提案する。

### 〈提案〉

- ① 東京都自立支援協議会の本会議を毎年度4回以上開催する。これまで実施してきた交流会・セミナーは、4回の本会議とは別に行う。
- ② 第5期東京都自立支援協議会の期間中に下記の2つの部会を設置し、第5期東京都障害福祉計画を始めとする都の障害福祉・保健・医療施策を実現させるための具体的な方策について検討する。設置後は、各部会を毎年度6回以上開催する。
  - (ア) 人材育成部会・・・相談支援にかんする人材育成について、東京都相談支援従事者養成研修の検討会を中心とした部会を設置する。
  - (イ) 地域移行部会・・・福祉施設・精神科病院等からの地域生活への移行について、平成32年度末までに障害保健福祉圏域および市区町村ごとに設置される協議の場を先導し、各協議会の指針となる施策を提言する部会を設置する。

また、平成29年度の東京都自立支援協議会の活動に対しては、第8期東京都障害者施策推進協議会専門部会が開催されている期間中に、専門部会より都自立支援協議会に意見を求めたいことが生じた場合に備え、臨時に本会議等を開催できる柔軟な運営を行うよう、スケジュールの見直しをお願いしたい。



※専門部会を設置する必要性については、後段の分析項目2を参照のこと。

### 【分析項目1：東京都の計画相談支援の現状と課題についての分析】

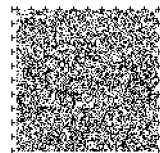
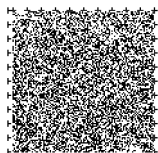
計画相談支援は第4期東京都障害福祉計画において、平成28年度末の利用者人数実績が9,787人と計画の見込み量11,809人に対して18%ほど下回っており、当初目標の達成が難しくなっている（第2回総会資料5-1参照）。

また、国の集計資料によると、東京都は平成28年12月までの計画相談支援実績において、全国平均97.1%を下回る95.3%の計画相談支援導入率となっている。さらに、計画作成済者に対するセルフプランの割合も全国平均17.4%より高い23.3%であり、全般的に計画相談支援の体制整備が遅れている（鈴木提出参考資料①参照）。

都内の市区町村別に見ると、サービス受給者への計画相談支援導入率が100%に達しているのは9市区町村のみである。一方、セルフプランの割合が20%を超えている市区町村は22ヶ所あり、作成された計画全体の半数以上がセルフプランというところもいくつかある（鈴木提出参考資料②参照）。セルフプランは、サービス等を利用する障害者本人が自身に必要な支援のマネジメントを自らの判断で積極的に行う意向がある場合には推奨されるべきものである。しかし、東京都内の実情は計画相談支援を提供する事業所・人員の不足により、サービス申請時に計画相談支援につながらない利用者が多くいて、サービス利用のため仕方なくセルフプランを提出しているというものであると考えられる。これはセルフプラン本来の意義とはかけ離れており、自治体によっては計画相談支援を提供できる事業所がないことから申請時に窓口でセルフプランを推奨しているところもあると聞き及んでいる。もはや計画相談支援の提供体制を整備することを諦めているとも取れる行いである。

このような状況に対して、一般社団法人精神障害者地域生活支援とうきょう会議は、平成28年度に会員である相談支援事業所に調査を行い、計画相談支援についての実情を分析した（鈴木提出参考資料③・④参照）。それによると、都内の平均的な指定特定相談支援事業所の姿として、専従職員の配置はできても1名まで、そこに他事業との兼務職員を2～3名配置して計画相談支援を行っていることが明らかとなった。専従職員0の事業所が調査に回答した事業所中55%に上り、専従職員0名と1名の合計は74%にもなった。

上記のような職員配置で、1事業所あたり平均132名の利用者と計画相談支援の契約を結び、年間に平均125件のサービス等利用計画作成（給付費収入は16,000円×125件＝200万円）、259件のモニタリング（給付費収入は13,000円×259件＝336万7,000円）を実施している。年間の給付費収入が540万円程度では、相談支援専門員を専従で1名以上雇うことはできない。計画相談支援の提供体制の整備が遅れている理由の一因をここに見ることができる。



同調査では、計画相談支援の対象者一人あたりのモニタリング回数は、1年間で平均3.3回という結果が示された。モニタリングの回数が少なければ、それだけ事業所の収入は減り、多くの方と契約しなければ運営が成り立たない。しかし、一人の相談支援専門員が数多くの担当を持てば、ひとり一人への支援の密度は減ってしまう。モニタリング回数の年平均が3.3回では、本人への必要十分な支援と事業所の安定的な運営を両立させることは難しい。

モニタリングの頻度にかんしては、同調査の回答から、自治体独自のルールを定めて利用者の個別状況を勘案せず一律に年間の実施回数を決定している市区町村が都内にも複数あることが判明している（※当該箇所は鈴木提出資料には含まれていない）。そのような市区町村では、計画相談支援の提供体制を整備することは困難である。

以上のような現状を改善するために、東京都は指定特定相談支援事業所に常勤専従の相談支援専門員を複数名以上配置できるような運営の補助を行う必要がある。具体的には、計画相談支援における給付費収入となるサービス等利用計画の作成とモニタリングの回数が増えることと、常勤専従の職員配置を行う事業所を運営費の面で独自にサポートすることである。そのための方策として、前段の3点の提案を行った次第である。

## 【分析項目2：適切な相談支援体制の構築と質の高い相談支援専門員の養成について】

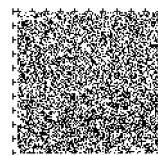
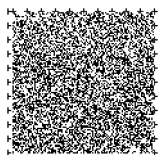
平成28年3月から7月に行われた国の「相談支援の質の向上に向けた検討会」のとりまとめ資料によれば、今後、基幹型相談支援センターを中心とした相談支援体制の見直しが求められており、なかでも主任相談支援専門員（仮称）の養成が地域のなかで指導的な役割を担うものとして期待されている。

※詳細は、厚生労働省ホームページ「相談支援の質の向上に向けた検討会」参照

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=322988>

しかし、東京都はこれまでのところ、基幹型相談支援センターの整備など今後求められている相談支援体制の整備・構築にかんして都としての展望を示していない。しかも、現時点で東京都は、主任相談支援専門員（仮称）となるために必要な要件となる相談支援従事者養成研修の「専門コース別研修」については、東京都として実施していない。このままでは東京都で主任相談支援専門員を養成できない状態である。

前段のⅡにおいて述べた、東京都自立支援協議会の専門部会に「人材育成部会」を設置するという提案は、このような今後の国の動向を鑑みた上でのものである。

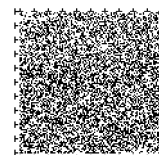


現状、東京都心身障害者福祉センターが中心となって、相談支援従事者養成研修を実施しているが、心障センターが官民共同で取り組んでいる「東京都相談支援従事者研修検討会」が、研修のカリキュラムや運営に大きな役割を担っている状況がある。東京都において相談支援の人材育成にかんする知見が最も集約され、具体的かつ普遍的な議論が行われている場がこの相談支援従事者研修検討会であると考えられる。

精神障害者地域生活支援とうきょう会議からも同検討会に3名の委員を派遣し、この動きを応援しているところである。東京都は適切な組織立てで計画的に人材を育成するビジョンを持つべきであると考えられ、東京都内各市区町村の相談支援提供体制が充実するようリーダーシップを発揮するとともに、人材育成に責任を持つべきである。

以上のような理由から、東京都相談支援従事者研修検討会が東京都自立支援協議会の人材育成部会となっていくこと望ましい。そのための予算措置も必要である。

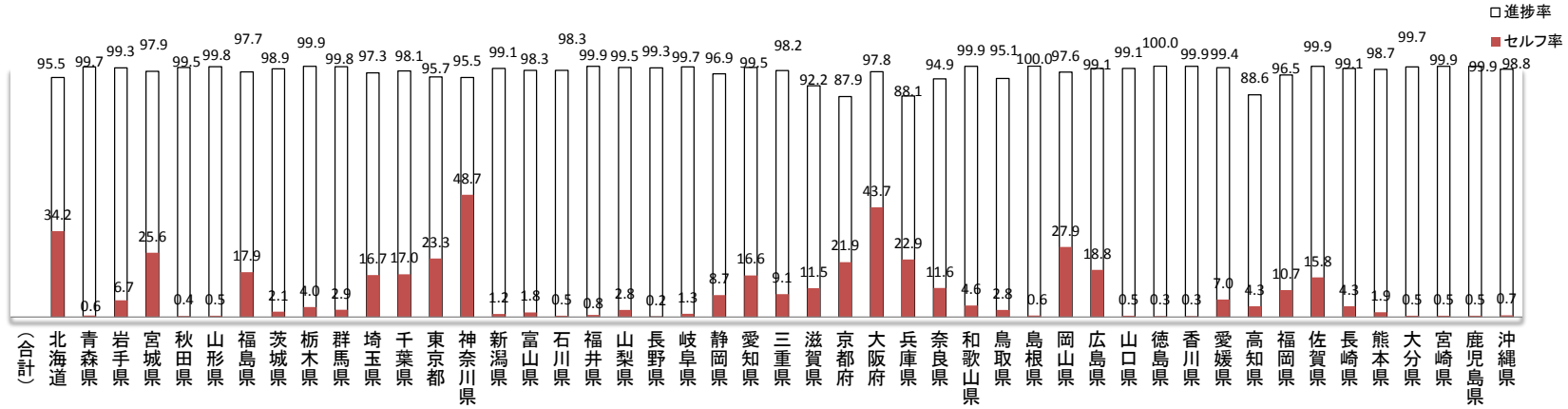
以上



## 都道府県別 平成28年12月までの計画相談支援実績

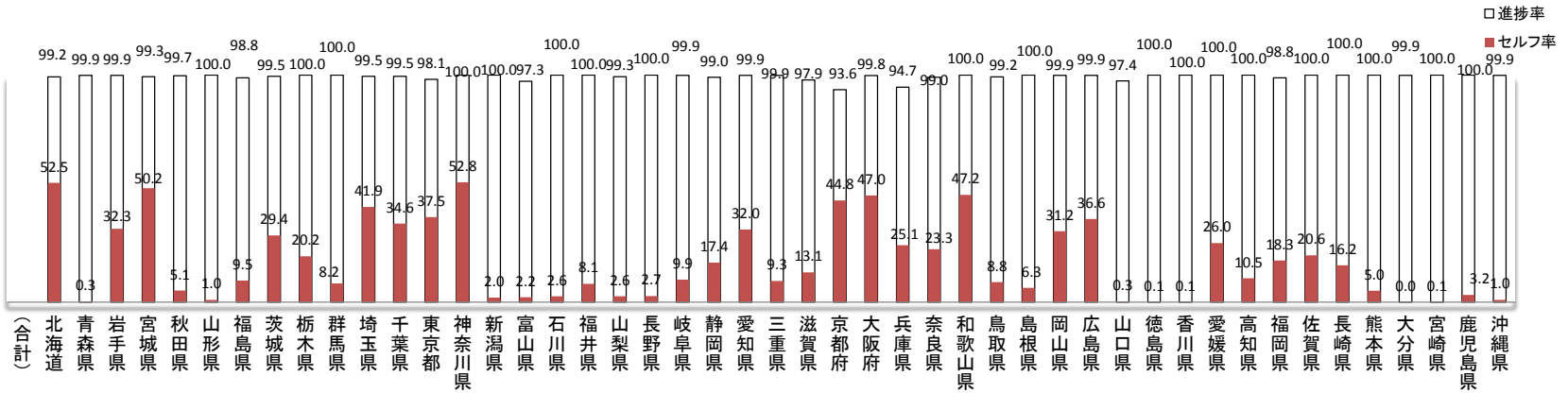
### 計画相談支援実績

※全国全域のサービス受給者に対する計画作成済者の割合:97.1%  
 ※全国全域の計画作成済者に対するセルフプラン作成済者の割合:17.4%



### 障害児相談支援実績

※全国全域のサービス受給者に対する計画作成済者の割合:99.1%  
 ※全国全域の計画作成済者に対するセルフプラン作成済者の割合:29.2%

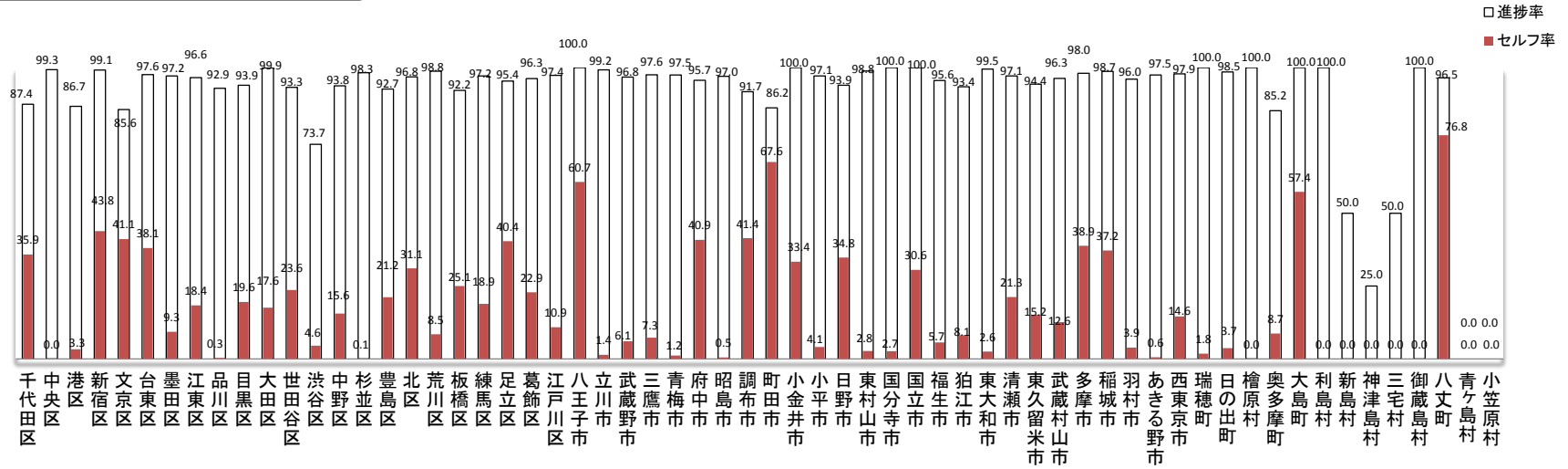


※全国厚生労働関係障害保健福祉関係主管課長会議資料(平成29年3月8日)より一部抜粋

## 東京都における平成28年12月までの計画相談支援実績(区市町村別)

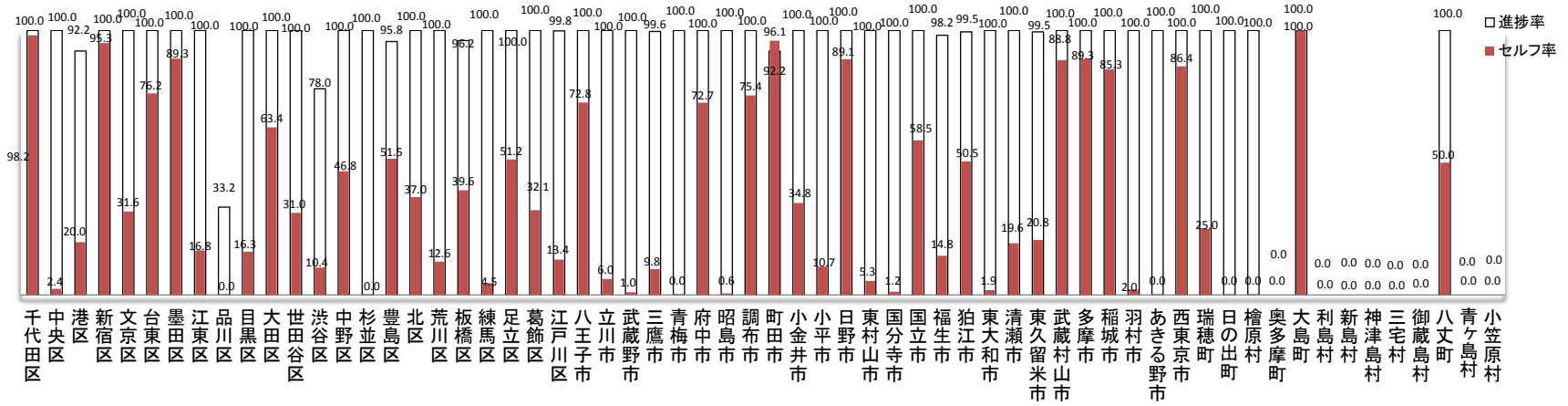
### 計画相談支援実績

※都内全域のサービス受給者に対する計画作成済者の割合: 95.7%  
 ※都内全域の計画作成済者に対するセルフプラン作成済者の割合: 23.3%



### 障害児相談支援実績

※都内全域のサービス受給者に対する計画作成済者の割合: 98.1%  
 ※都内全域の計画作成済者に対するセルフプラン作成済者の割合: 37.5%



(参考資料3の国実績資料作成のために東京都分の数値をまとめたもの)



平成28年度とうきょう会議 支援センター一部会 施設長会資料

平成29年3月25日 @三鷹市産業プラザ

# センター一部会会員における相談支援 (個別給付)の業務状況実態調査

支援センター一部会 調査係

## 調査報告

# 調査概要

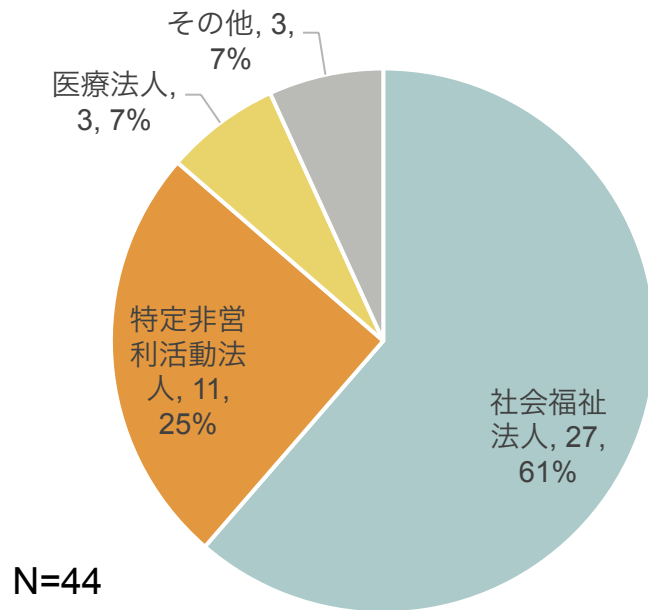
調査名称	センター部会会員における相談支援（個別給付）の業務状況実態調査
調査目的	各会員の個別給付に関する取り組みや各基礎自治体における対応の格差を共有することで、各会員の今後の事業実践の参考資料とするとともに、各事業所が当該自治体との行政交渉の根拠資料を作成する
調査対象	一般社団法人精神障害者地域生活支援とうきょう会議 支援センター部会加盟団体
調査方法	電子メールによる配布、および回収
調査対象期間	自：平成27年4月1日 至：平成28年3月31日 内容により 平成28年3月31日

# 配布・回収状況

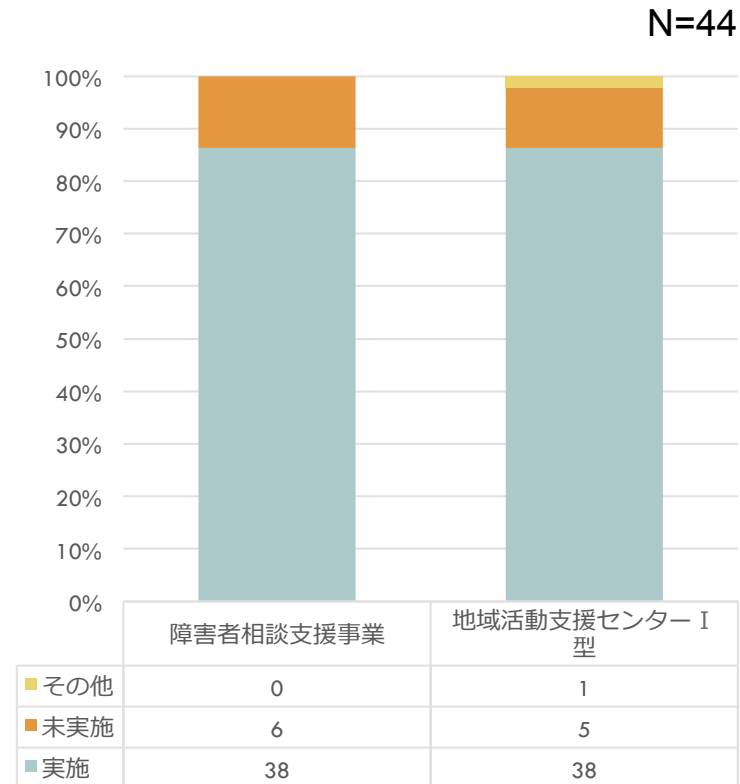
	googleformによる調査票	エクセル調査票
配布・回収方法	e-mailによる (メーリングリストにて依頼・e-mailにて回収受付)	
配布数	62事業所	62事業所
回収数	44事業所	41事業所
回収率	70.9%	66.1%
両方の調査票に回答した事業所数 (回収率)	40事業所 (64.5%)	

# 調査対象の属性

## 運営主体の別

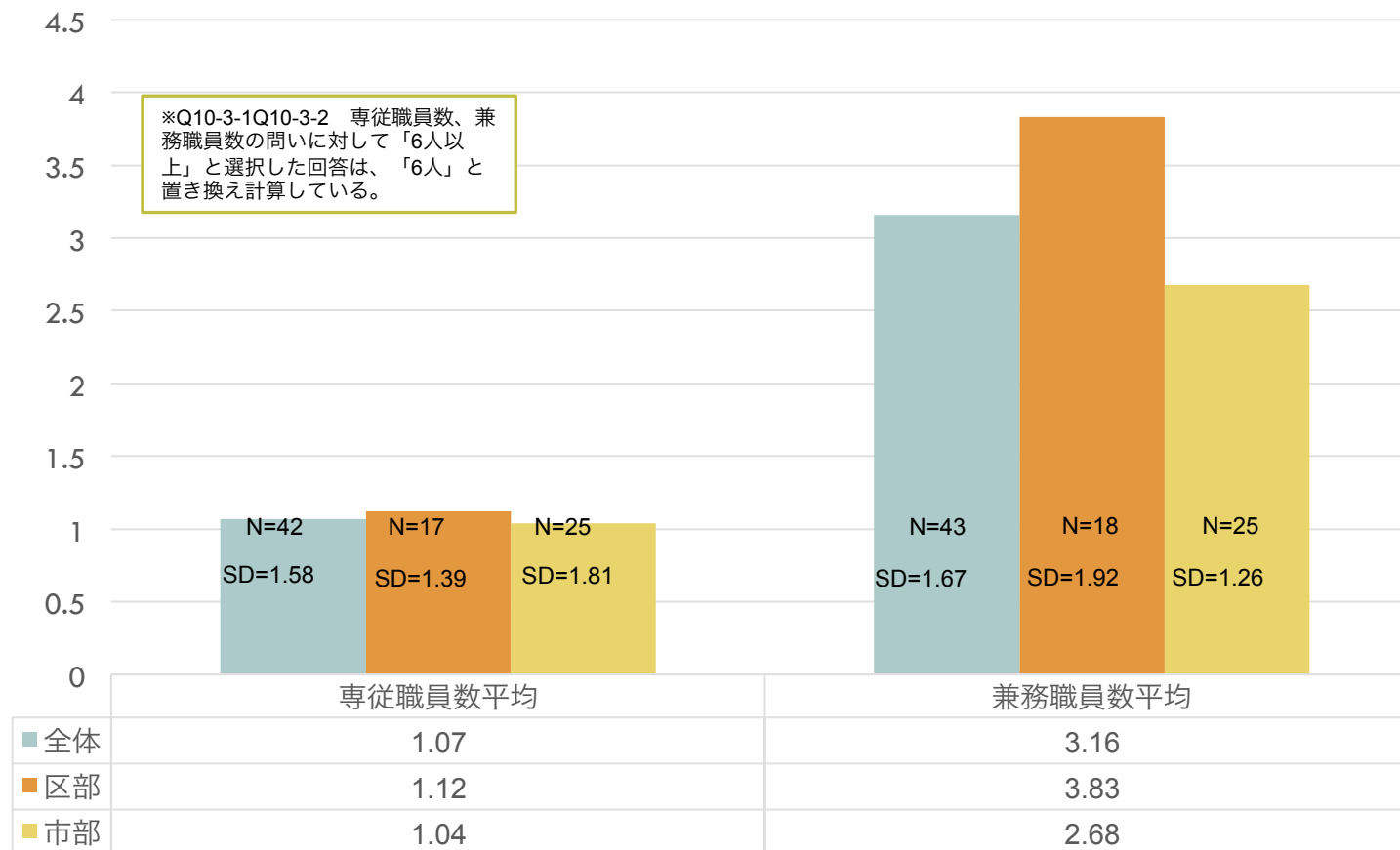


## 事業実施状況



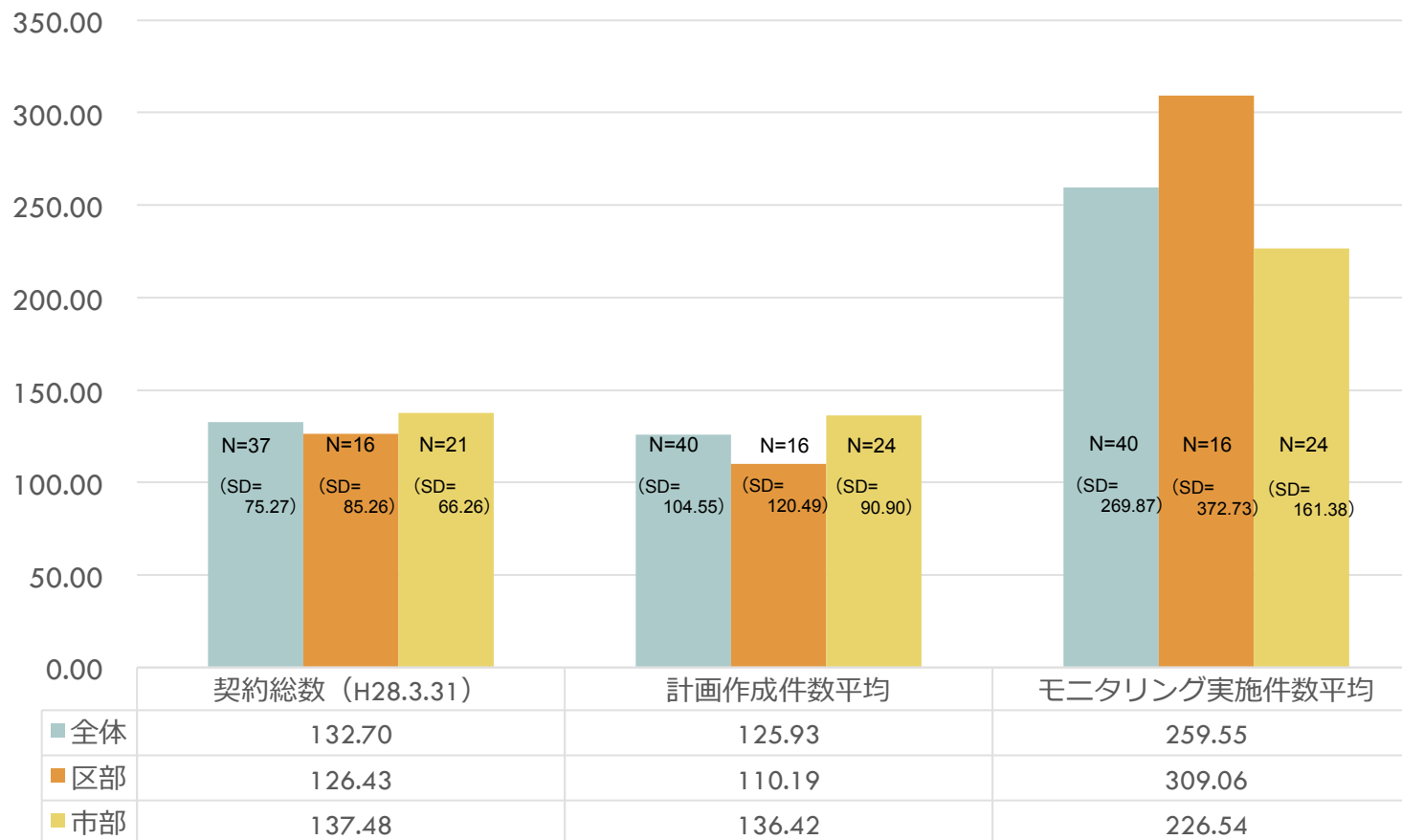
# 計画相談支援実施状況

## 職員体制の平均（平成28年3月末現在）



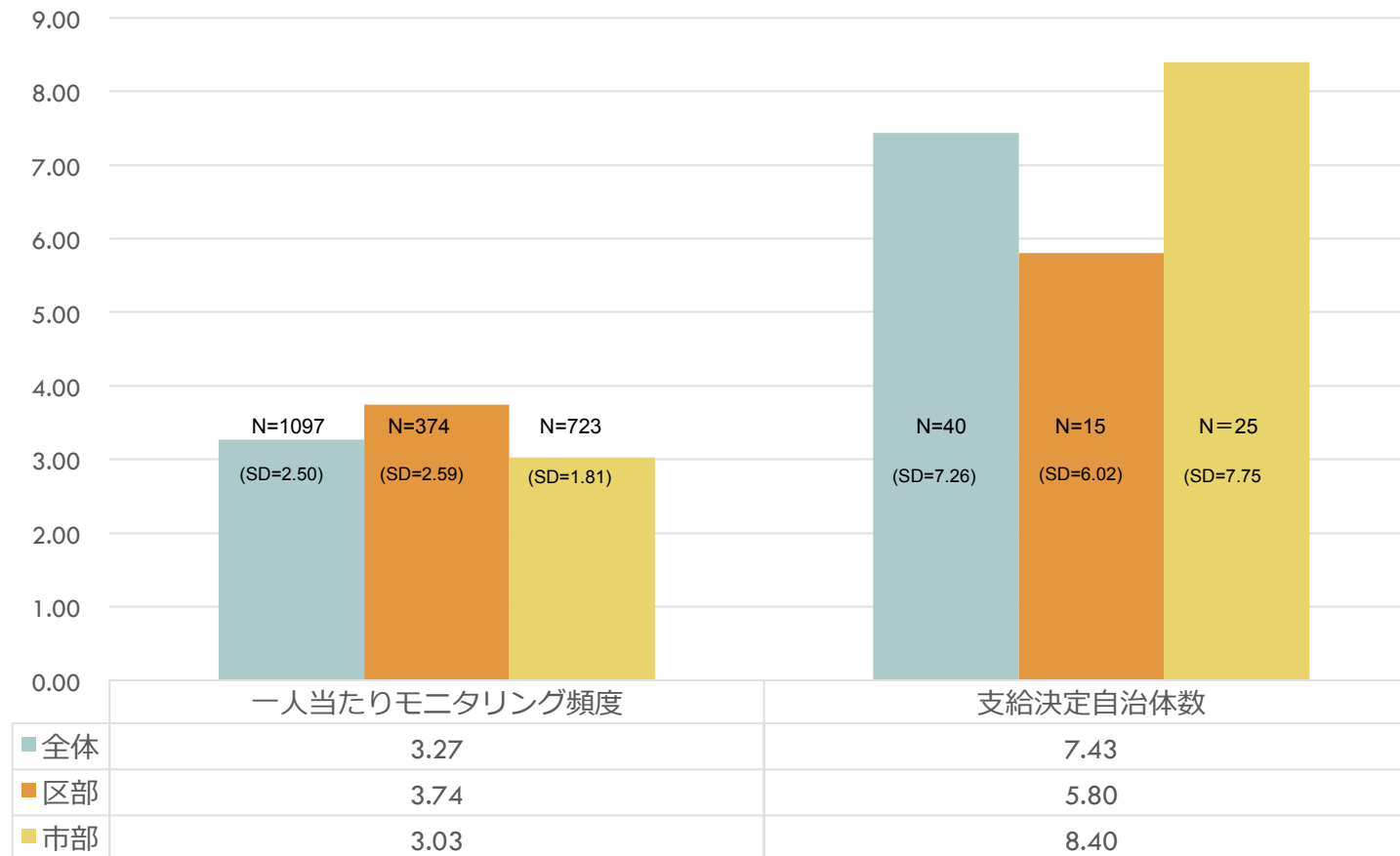
# 計画相談支援実施状況

- ・ 契約者数の平均（平成28年3月末現在）
- ・ 計画作成件数の平均（平成27年4月～平成28年3月）
- ・ モニタリング実施件数の平均（平成27年4月～平成28年3月）

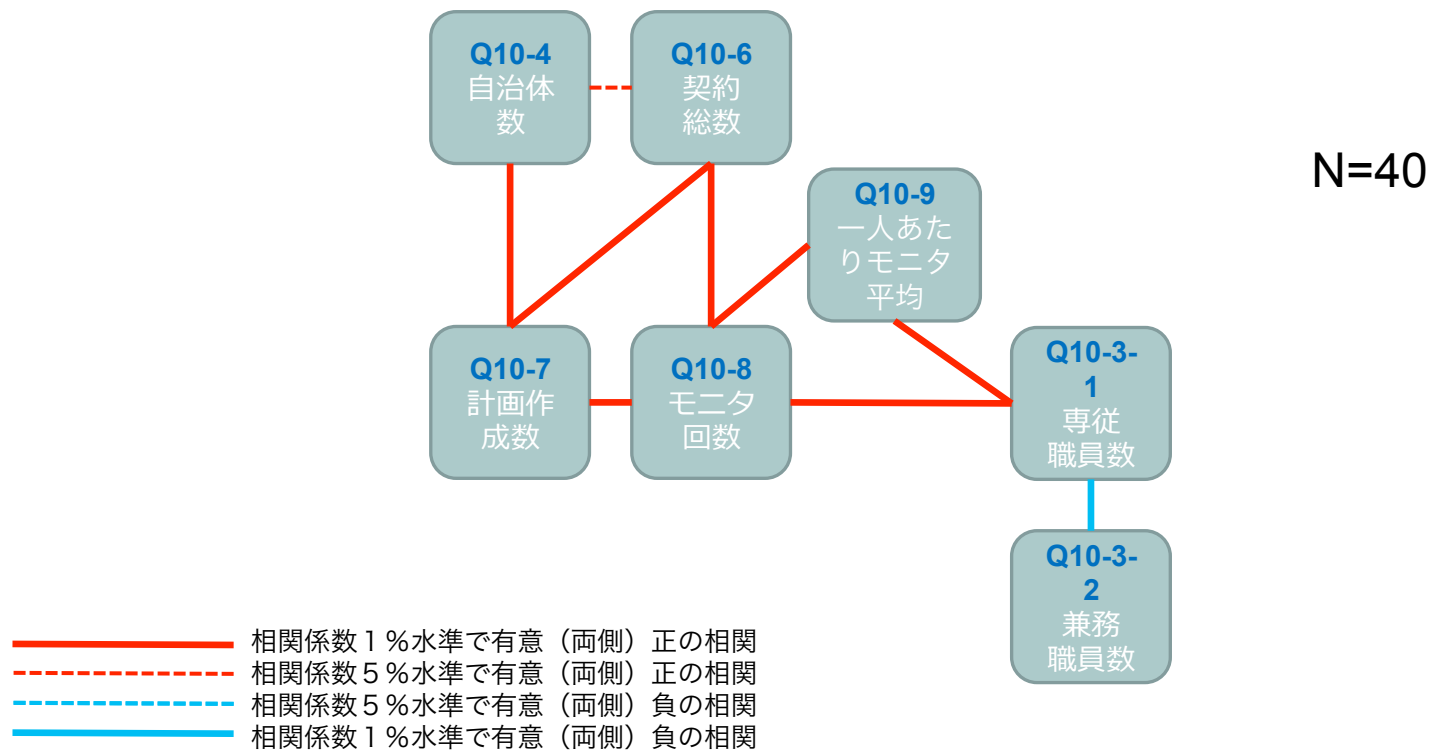


# 計画相談支援実施状況

- ・一人あたりモニタリング実施回数平均（平成27年度 各事業所30名の平均）
- ・支給決定を受けた自治体数の平均（平成27年4月～平成28年3月）



# 計画相談支援における 項目別相関関係

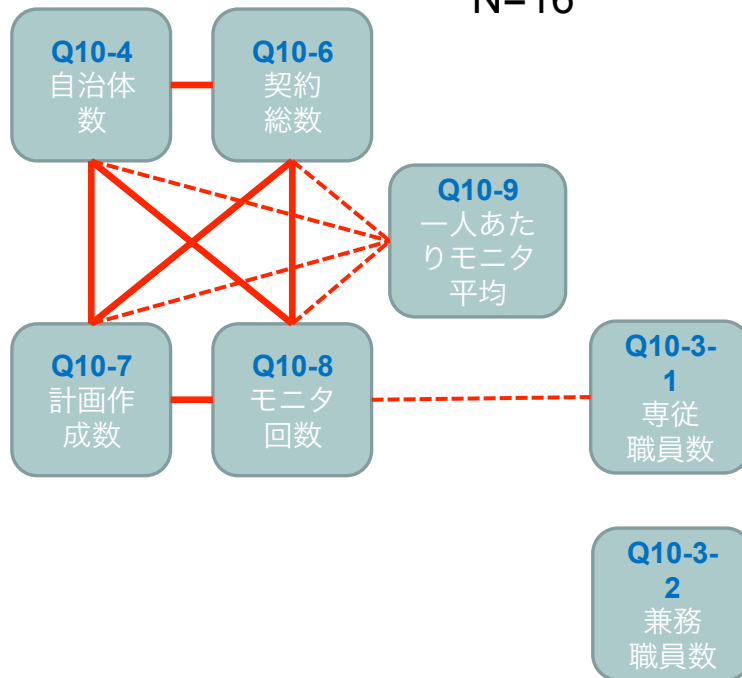




# 計画相談支援における相関関係 ～区部事業所と市部事業所の比較～

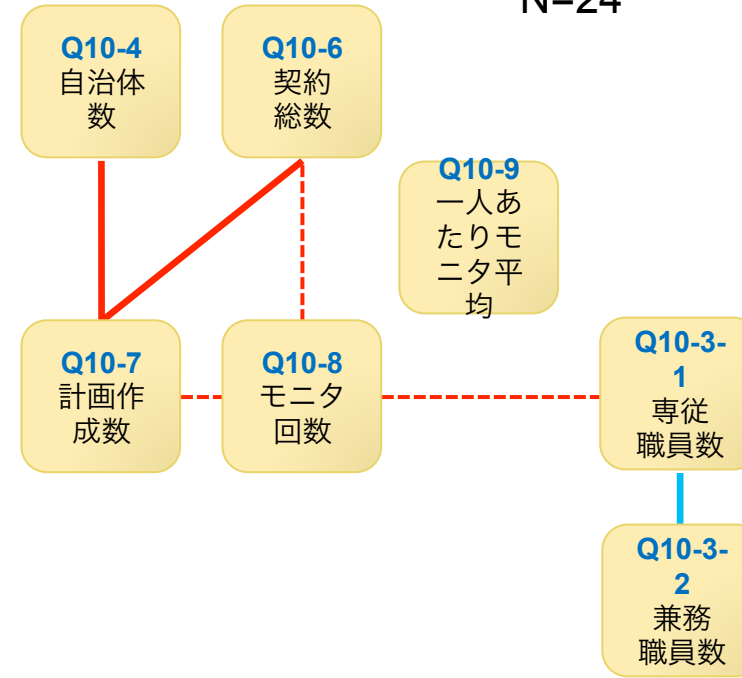
## 区部回答事業所

N=16



## 市部回答事業所

N=24



- 相関係数 1%水準で有意 (両側) 正の相関
- - - 相関係数 5%水準で有意 (両側) 正の相関
- ..... 相関係数 5%水準で有意 (両側) 負の相関
- 相関係数 1%水準で有意 (両側) 負の相関

## 考察 2

### ● 平均的な特定相談支援事業所像

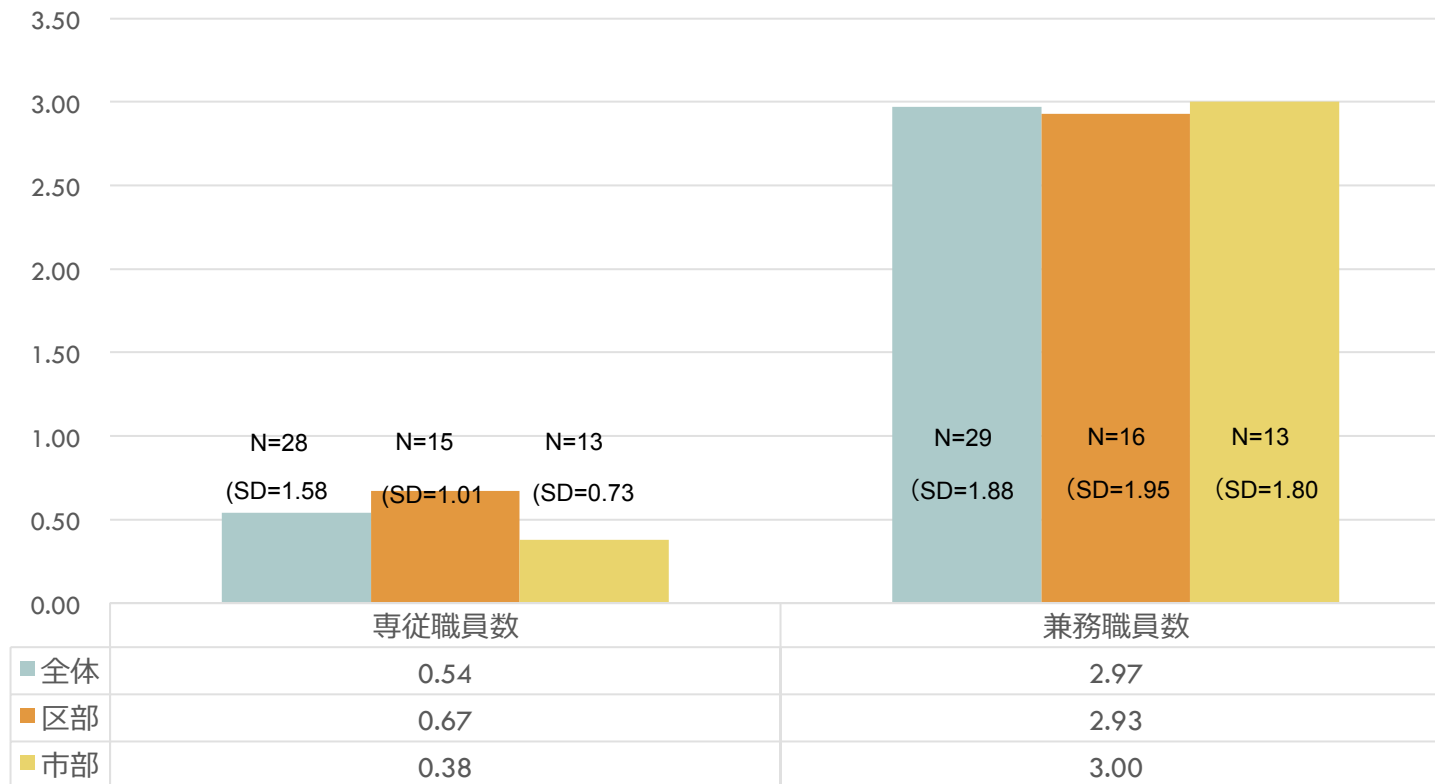
- 専従職員0名～1名＋兼務職員2～3名程度の体制
- 約130名の契約者を抱え、年間約100件のサービス等利用計画を作成
- 年間約200回のモニタリングを実施、半年ごとのモニタリングが平均的
- (100件 × 1600点) + (200件 × 1300点) = 約420万円

### ● 市部事業所と区部事業所では、計画相談支援の取組状況に差異が生じている。

- 区部：各項目が密接に相関しており、計画作成数やモニタリングの頻度を上げつつ、専従職員を確保していく状況。
- 市部：項目間の相関が弱く、支給決定自治体を増やすことや契約者数を増やすことがモニタリング数の増加につながりにくく、事業の拡大が難しい状況
- 上記差異は、市部と区部における人口規模、人口密度、交通機関の利便性が影響していると推察される。

# 地域相談支援実施状況

## 職員体制の平均（平成28年3月末現在）

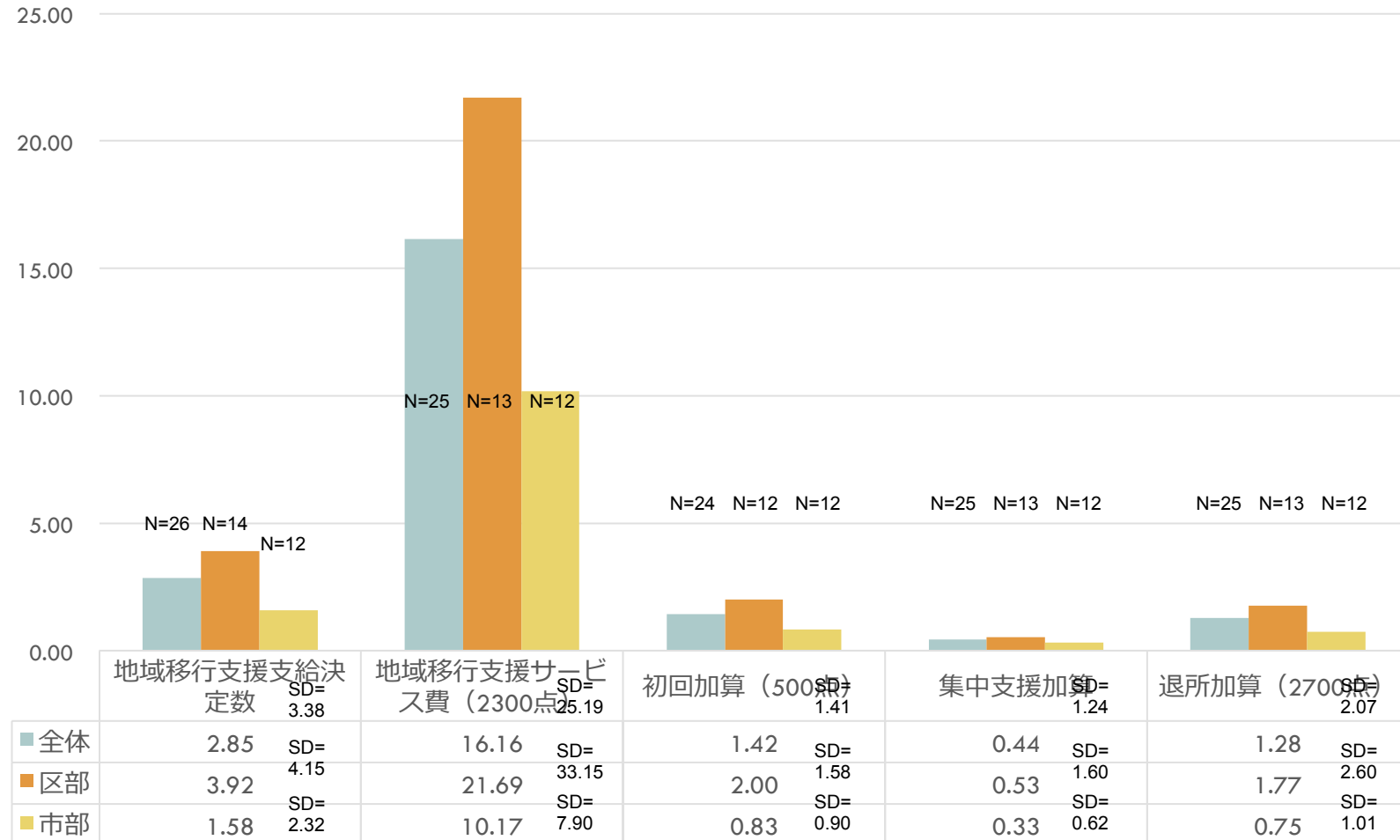


※Q11-3-1 専従職員数の問いに対して「3人以上」と選択した回答は、「3人」と置き換え計算している。

※Q11-3-2 兼務職員数の問いに対して「6人以上」と選択した回答は、「6人」と置き換え計算している。

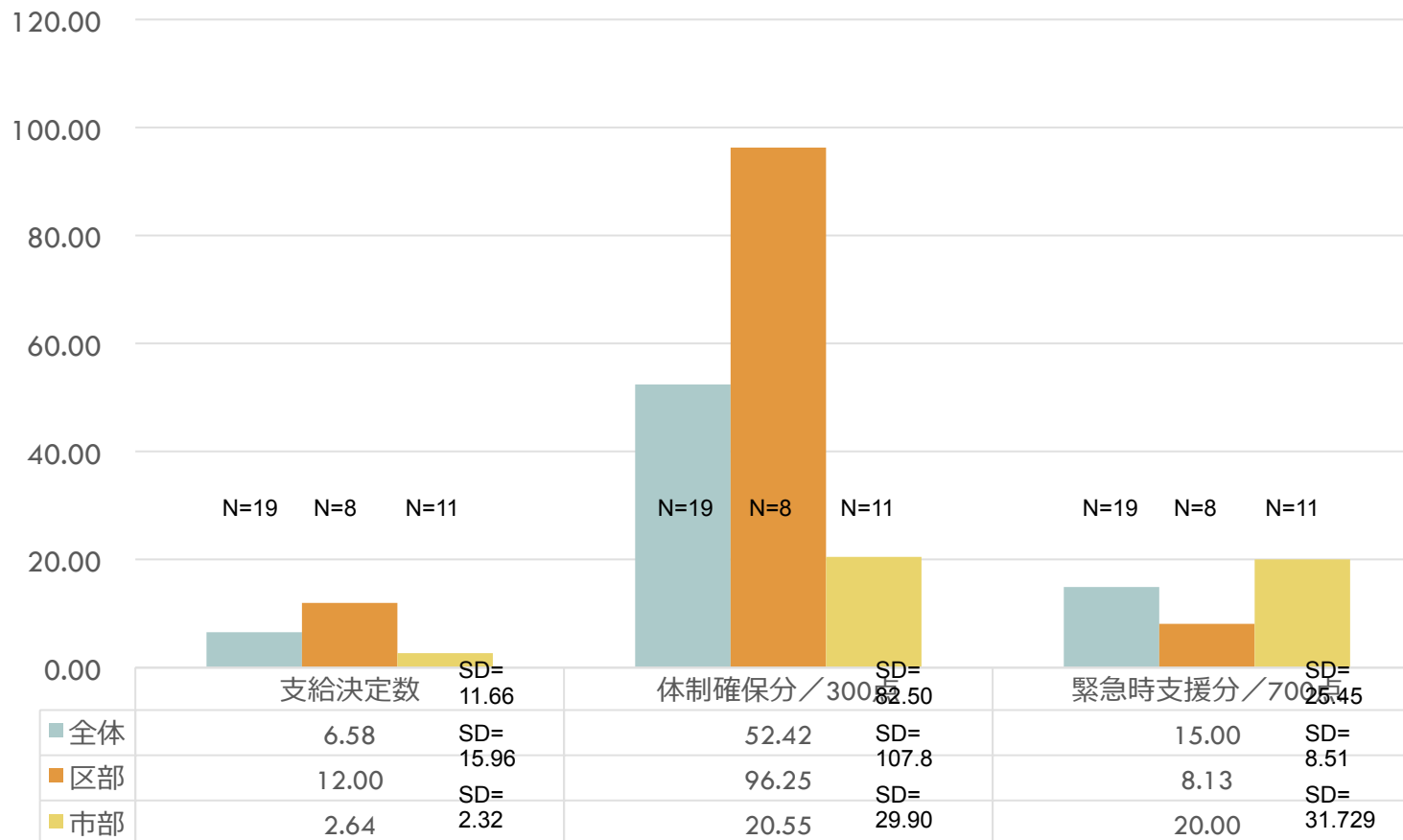
# 地域移行支援実施状況

- ・ 地域移行支援支給決定数の平均（平成27年4月～平成28年3月）
- ・ 地域移行支援サービス【2300点】請求件数の平均（平成27年4月～平成28年3月）
- ・ 初回加算【500点】請求件数の平均（平成27年4月～平成28年3月）
- ・ 集中支援加算【500点】請求件数の平均（平成27年4月～平成28年3月）
- ・ 退所月加算【2700点】請求件数の平均（平成27年4月～平成28年3月）

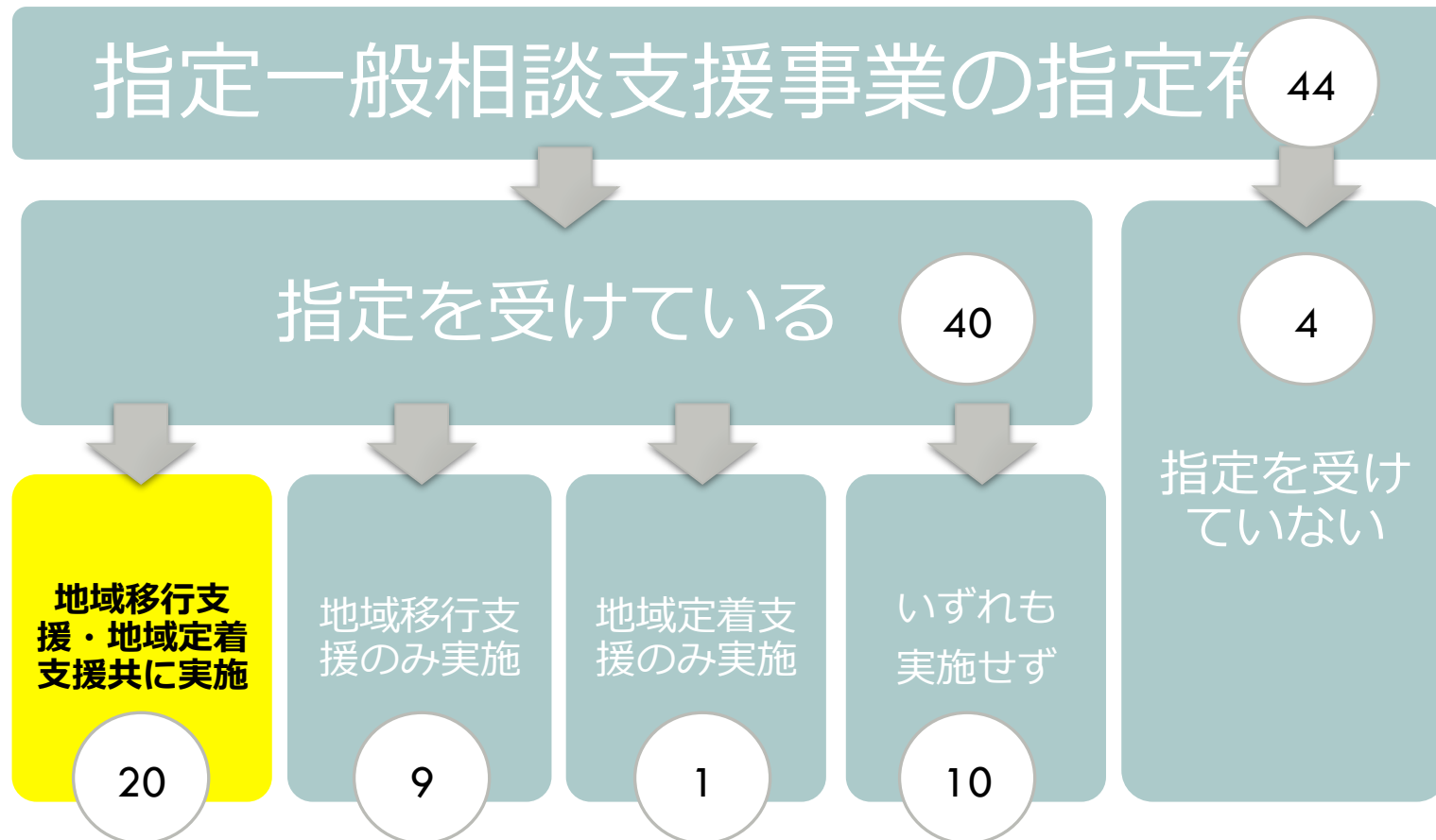


# 地域定着支援実施状況

- ・地域定着支援支給決定数の平均（平成27年4月～平成28年3月）
- ・地域定着支援サービス費（体制確保分）【300点】請求件数の平均（平成27年4月～平成28年3月）
- ・地域定着支援サービス費（緊急時支援分）【700点】請求件数の平均（平成27年4月～平成28年3月）



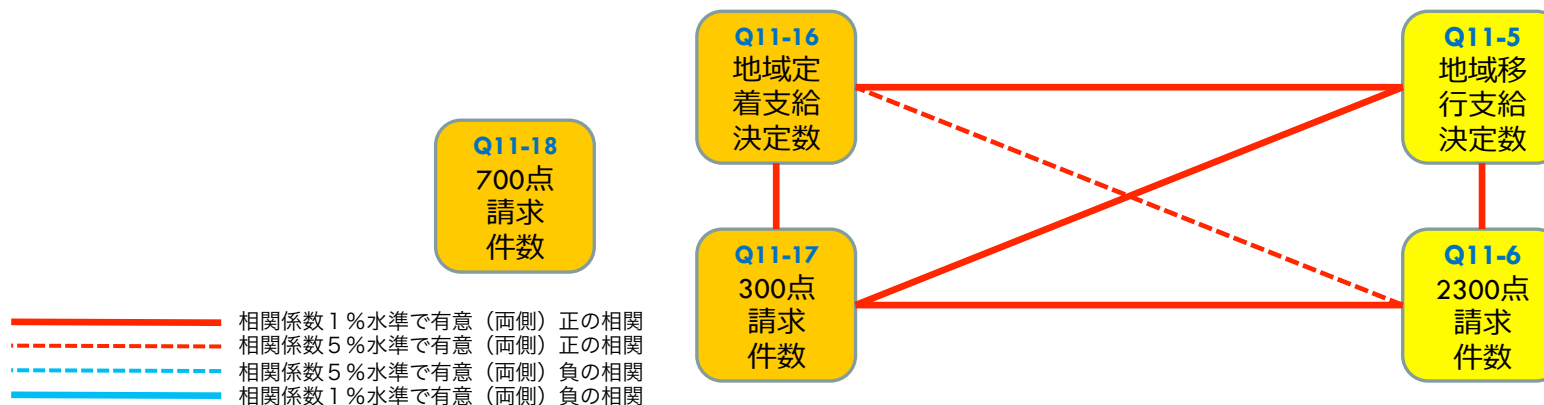
# 一般相談支援（地域移行支援 | 地域定着支援）の実施状況



# 計画相談支援、地域移行支援、 地域定着支援における相関関係

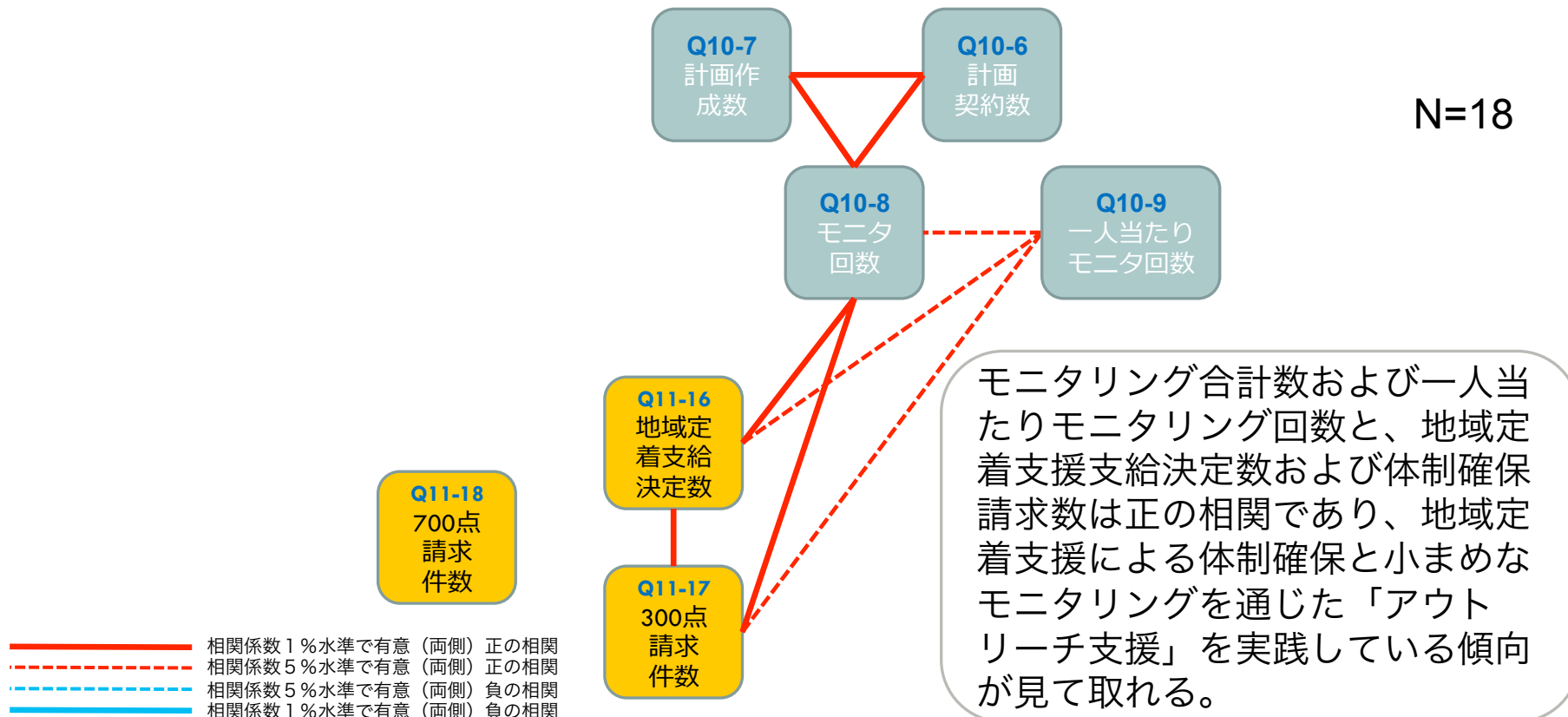
地域定着支援支給決定数と地域移行支援支給決定数は正の相関であり、  
地域定着支援と地域移行支援の一体的な実施傾向が見て取れる。

N=18



# 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援における相関関係

N=18

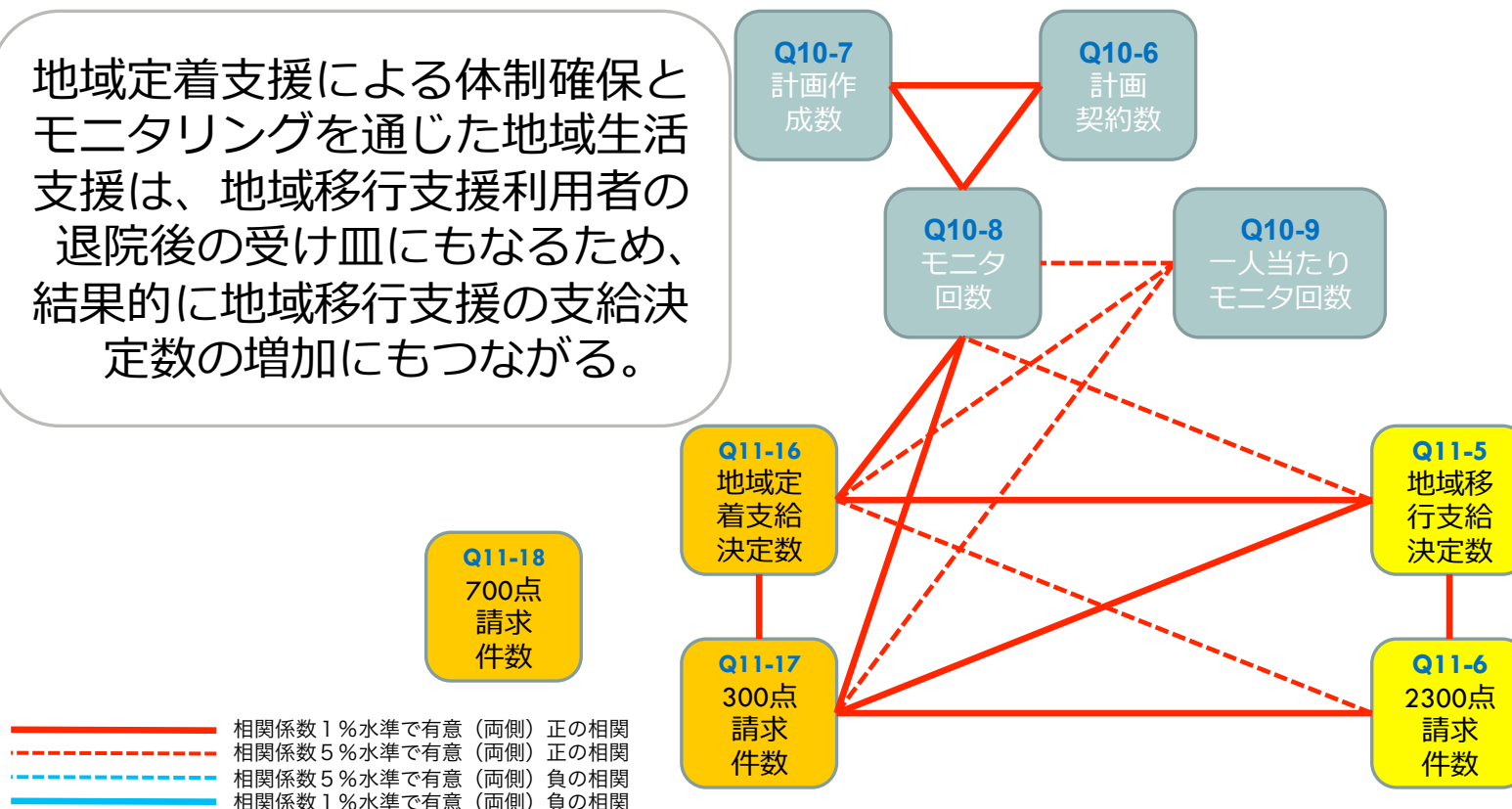




# 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援における相関関係

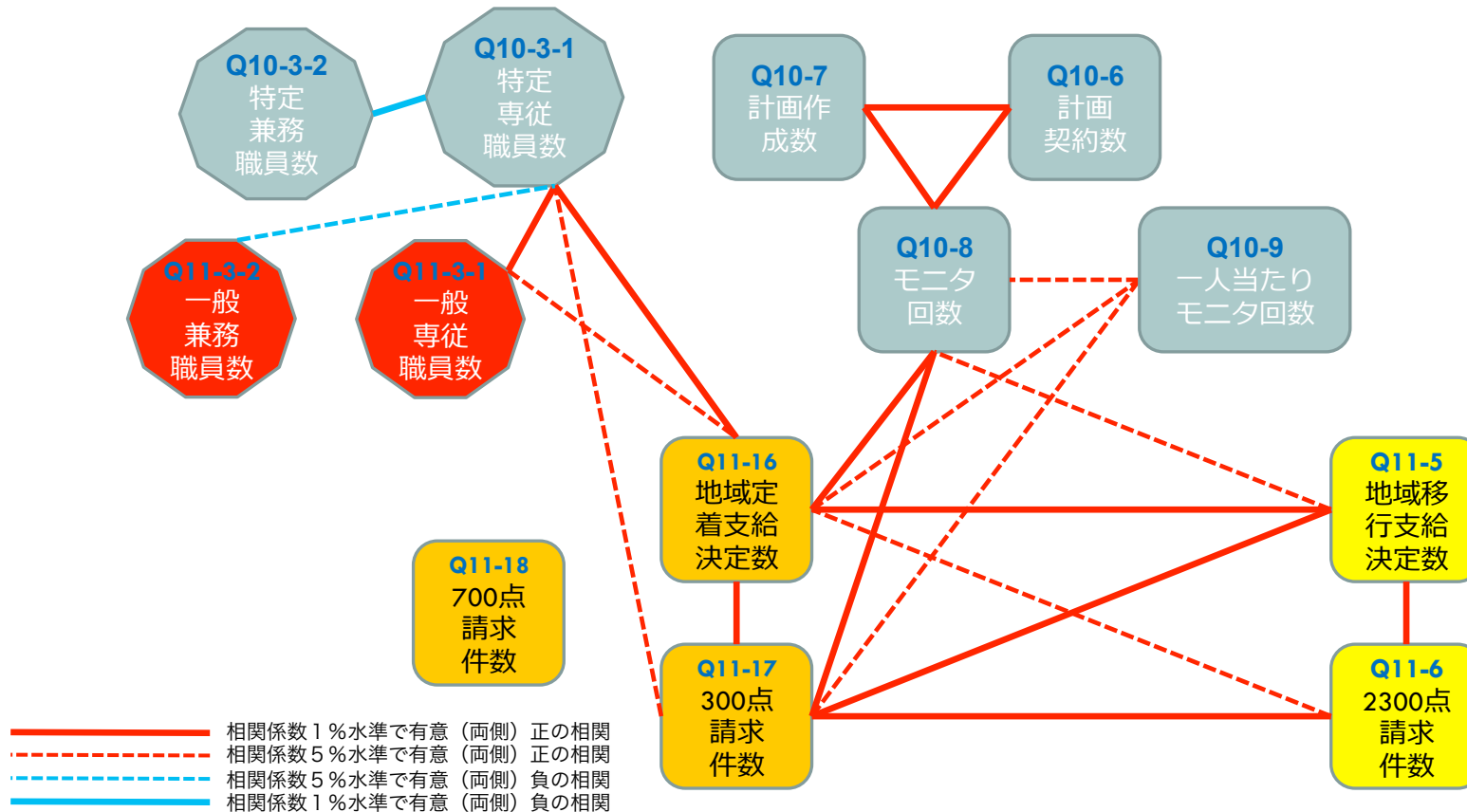
地域定着支援による体制確保とモニタリングを通じた地域生活支援は、地域移行支援利用者の退院後の受け皿にもなるため、結果的に地域移行支援の支給決定数の増加にもつながる。

N=18



# 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援における相関関係

N=18



# 考察 3

## ● 平均的な一般相談支援事業所像

- 専従職員 0 名 + 兼務職員 2 ~ 3 名程度の体制
- 平成27年度中に約2名の地域移行支援の支給決定を受け、約 9 回の地域移行支援サービス費（2300点）を請求
- 初回加算（500点）1回、集中支援加算（500点）0回、退院退所月加算（2700点）1回を請求
- $(9 \text{ 回} \times 2300 \text{ 点}) + 500 \text{ 点} + 2700 \text{ 点} = \text{約}26 \text{ 万}$
- 平成27年度中に約2名の地域定着支援の支給を受け、約23回の地域定着支援サービス費（体制確保分300点）、約4回の地域定着支援サービス費（緊急時支援分700点）を請求
- $(300 \text{ 点} \times 23 \text{ 回}) + (700 \text{ 点} \times 4 \text{ 回}) = \text{約}10 \text{ 万}$

## ● 計画相談、地域移行支援、地域定着支援を総合的に実施することにより相乗効果が発生し、実践の拡大につながっている。

- 地域定着支援の支給決定者に対する、きめ細やかなモニタリングを通じた「アウトリーチ支援」の実践は、地域移行支援の支給決定者増加にもつながる。
- 地域定着支援に積極的に取り組んでいる事業所は、特定相談、一般相談共に専従職員化が進んでいる。

# まとめ①

- 各事業所は、所在する自治体の地域特性を考慮しつつ、個別給付事業の取り組みを進めている。
- また、各事業所の多くは基礎自治体において、相談支援、地域移行・定着支援の中心を担う存在であり、取り組みの促進を自治体から期待されている立場でもある。
- 一方で、多くの事業所では職員が兼務で事業に取り組んでいる状況があり、報酬金額も決して多額ではない。
- そして、訪問支援の増加は、事業所の他の既存事業との業務バランスを求められる状況に直面していることも想定される。

## まとめ②

前頁課題を解決し、更に取り組みを促進するためには、以下の取組が求められる。

1. 地域定着支援における体制確保と計画相談によるきめ細かいモニタリングを組み合わせることによる「アウトリーチ支援」を実践することにより、地域移行支援利用者の退院後の地域の受け皿を構築すること。
2. 個別給付外の既存事業でおこなっている訪問支援の内容を精査し、可能な限り個別給付事業で対応（外部化）することにより両事業のリバランスを図りつつ、個別給付事業に専従職員を配置すること。
3. 特別区では、人口密度や人口規模、地理的優位性を活かすことで効率的な計画相談を実施しつつ地域定着支援に注力する「アウトリーチ支援」を促進し、個別給付事業の相乗効果を高めること。
4. 多摩地区では、計画相談支援だけでは事業拡大が見込みづらい現状があるため、上記3点に取り組みつつ、自治体に対して、個別給付事業の安定した取り組みを担保する下支えを求めていくこと。

## センター部会会員における相談支援(個別給付)の業務状況実態調査 調査報告書-単純集計結果-

調査目的	各会員の個別給付に関する取り組みや各基礎自治体における対応の格差を共有することで、各会員の今後の事業実践の参考資料とするとともに、各事業所が当該自治体との行政交渉の根拠資料を作成する
調査対象	精神障害者地域生活支援とうきょう会議支援センター部会加盟団体
調査方法	電子メールによる配布、および回収
調査対象期間	自:平成27年4月1日 至:平成28年3月31日 内容により 平成28年3月31日

## 調査報告サマリー

- ・62会員中、グーグル調査票、エクセル調査票共に回答したのが64.5%(40事業所)、グーグル回答のみが6.5%(4事業所)、エクセル回答のみが1.6%(1事業所)。
- ・障害者相談支援事業を実施している事業所と、地域活動支援センター I 型事業を実施している事業所はそれぞれ86.4%(38事業所)。両方の事業を行っているのは81.8%(36事業所)。
- <事業ごとにおける訪問支援件数>
- ・調査対象期間(平成28年3月の1カ月間)では、特定相談支援事業による自宅への訪問が一番多かった(平均40.4回)が、委託相談支援事業による自宅への訪問も二番目に多かった(平均16.4回)。
- <医療保護入院者退院支援委員会及び医療保護入院者のケア会議への関わり>
- ・回答会員のうち、医療保護入院者退院支援委員会への出席を依頼されたことがあるのは54.8%(23事業所)、うち出席したことがあるのは91.3%(21事業所)。回答会員全体では依頼件数は43件(事業所平均1.05件)、出席件数は39件(事業所平均0.95件)。
- <地域自立支援協議会>
- ・回答会員の所在地の自治体で、地域自立支援協議会に相談支援について検討する部会が設置されているのは68.2%(30事業所)。そのうち87%(26事業所)が部会に参加しており、参加している回答会員の46%(12事業所)は部会長か副部会長。
- ・回答会員の所在地の自治体で、地域自立支援協議会に地域移行・地域定着支援について検討する部会が設置されているのは27%(12事業所)と、相談支援についての部会に比べ少ない。そのうち67%(8事業所)が部会に参加しており、参加している回答会員の63%(5事業所)は部会長か副部会長。
- <相談支援に関する研修>
- ・回答会員の所在地の自治体で、相談支援に関する研修が開催されたのは66%(29事業所)。
- <特定相談支援事業>
- ・特定相談支援事業については98%(43事業所)が指定を受けており、指定を受けているすべての回答会員が事業を実施している。
- ・契約総数、計画作成件数、モニタリング回数、1人あたりの平均モニタリング回数の項目では事業所ごとに大きくバラついた分布となった。また自治体数とモニタリング回数に関しては、特定の事業所が飛び抜けて高い数値となっている。
- ・本計画やモニタリング報告書に関しては、自治体ごとに提出義務の有無が異なっている。また一連の手続きの中では自治体独自の書類の提出を求められることもある。
- ・モニタリング頻度の設定に関しては、自治体独自のルールを設けている場合が多い。頻度の変更、特にモニタリング回数を多くする為の支給決定部署とのやりとりが難しいと感じる事業所が多く見られる。
- ・計画相談の業務量が増加し、支援の質を確保するための人材確保、採算の面などで課題を感じている事業所が多い。
- <一般相談支援事業>
- ・地域相談については、90.9%(40事業所)が指定を受けており、指定を受けている回答会員のうち75%(30事業所)は地域移行・定着支援の両方を実施しているか、またはどちらかの事業を実施している。
- ・事業を実施していない事業所や、支給決定数の少ない事業所が多い反面、特定の事業所が多くの人件数や件数を実施しているという二極化の傾向がみられる。
- ・サービスの延長更新にあたっての支給決定部署とのやりとりに課題を感じている事業所が多い。
- ・一般相談支援事業の指定を受けない、また地域移行・定着支援事業を実施しない理由として、マンパワー不足を挙げる事業所が多いが、依頼がないことを挙げた事業所もみられた。

Q10-1 特定相談支援事業の指定有無について教えてください(平成28年3月31日現在)

N=44

指定を受けている	43	98%
指定を受けていない	1	2%
計	44	100%

Q10-2 特定相談支援事業の実施について教えてください。(平成28年3月31日現在)

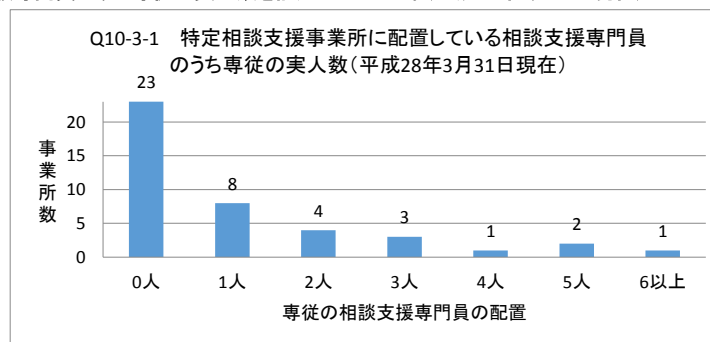
N=43

実施している	43	100%
実施していない	0	0%
計	43	100%

Q10-3-1 特定相談支援事業所に配置している相談支援専門員のうち専従の実人数を記入して下さい。(平成28年3月31日現在)

N=42(未回答1)

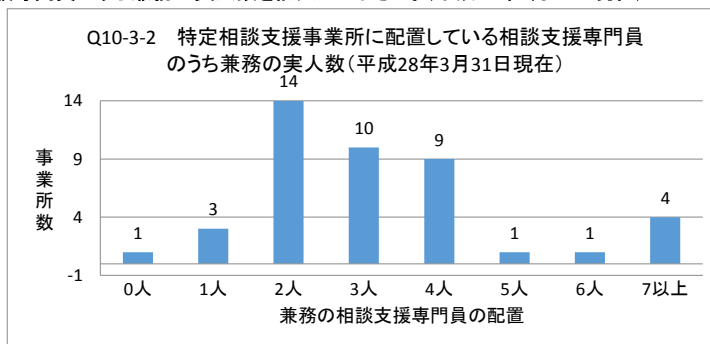
0人	23	55%
1人	8	19%
2人	4	10%
3人	3	7%
4人	1	2%
5人	2	5%
6以上	1	2%
計	42	100%



Q10-3-2 特定相談支援事業所に配置している相談支援専門員のうち兼務の実人数を記入して下さい。(平成28年3月31日現在)

N=43

0人	1	2.3%
1人	3	7.0%
2人	14	32.6%
3人	10	23.3%
4人	9	20.9%
5人	1	2.3%
6人	1	2.3%
7以上	4	9.3%
計	43	100.0%

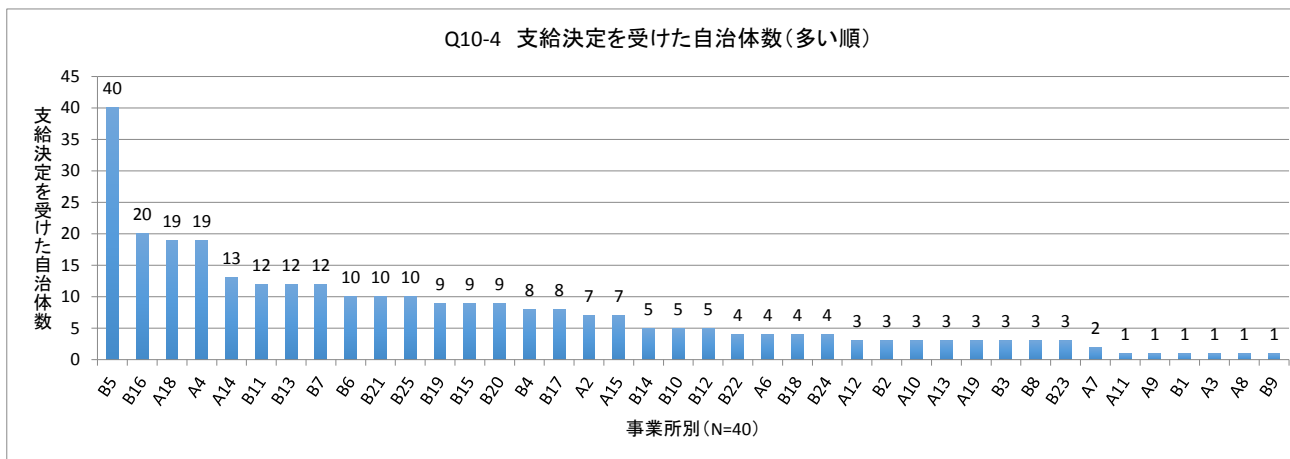


Q10-4 計画相談支援において支給決定を受けた自治体数を記入して下さい。(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

N=40(未回答3)

支給決定を受けた自治体数	事業所数	
1	6	15.0%
2	1	2.5%
3	8	20.0%
4	4	10.0%
5	3	7.5%
7	2	5.0%
8	2	5.0%
9	3	7.5%
10	3	7.5%
12	3	7.5%
13	1	2.5%
19	2	5.0%
20	1	2.5%
40	1	2.5%
計	40	100%

自治体数総計	297
一事業所平均	7.43
標準偏差	7.26
最大	40
最小	1
中央	5



Q10-5 計画相談支援において対象としている障害種別を全て選択してください。指定時の申請内容ではなく、実際に対応した種別を全て選択してください。(平成27年4月1日～平成28年3月31日、複数回答)

N=43

精神	43	100%
知的	30	70%
重複	26	60%
身体	21	49%
難病	13	30%
障害児	7	16%
その他	3	7%

その他内訳: 聴覚障害、高次脳機能障害(2)

精神以外は対象としない	6	14%
-------------	---	-----

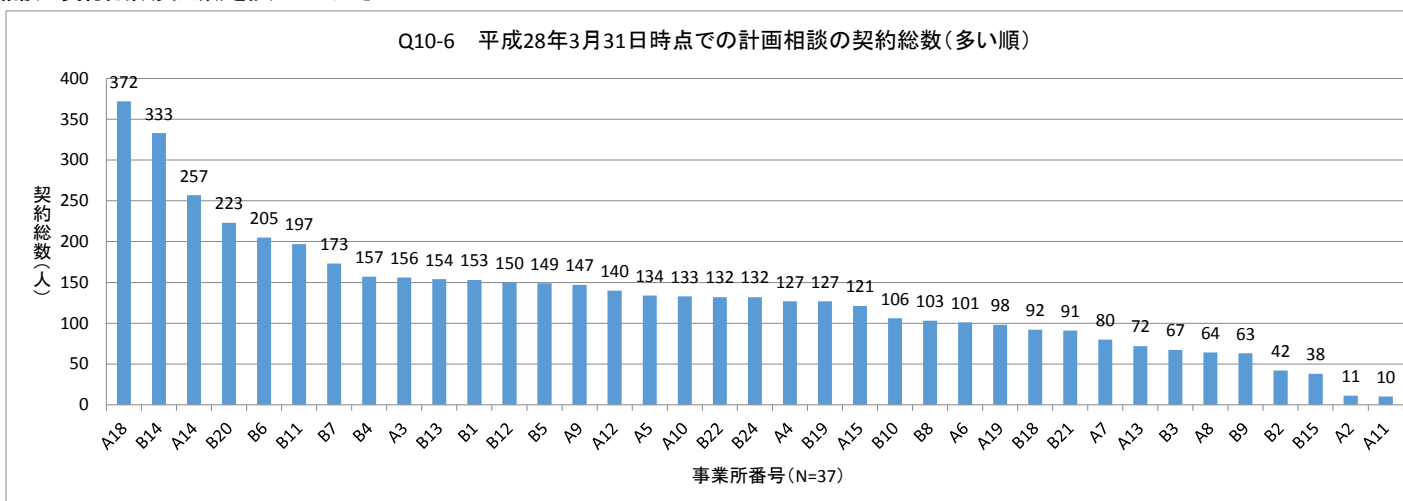


Q10-6 平成28年3月31日時点での計画相談の契約総数(実人数)を記入してください

N=37(未回答6)

総数	4910
平均	132.7
標準偏差	75.27
最大	372
最小	10
中央値	132

単位(人)

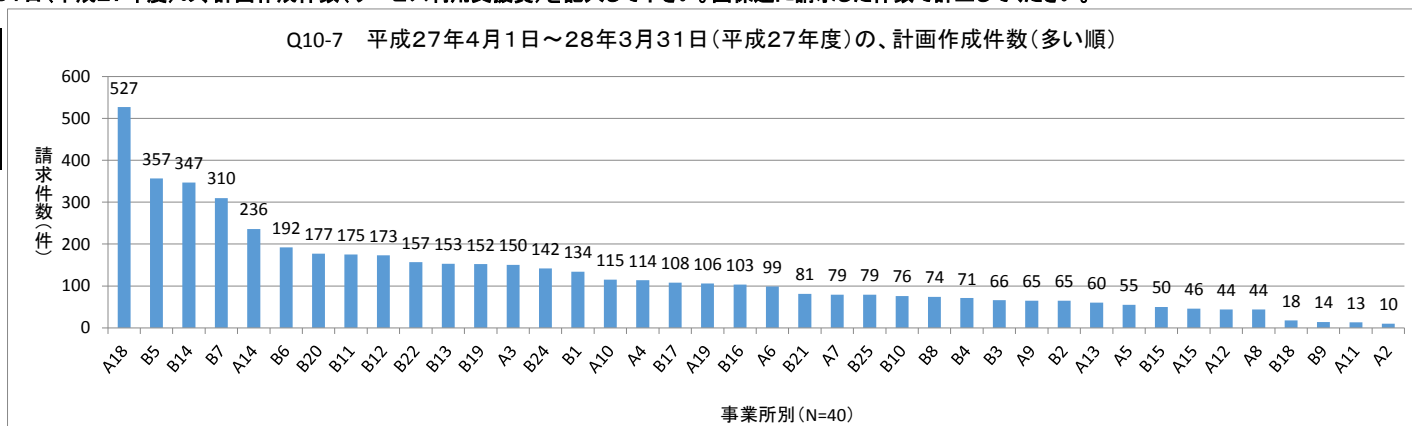


Q10-7 平成27年4月1日～28年3月31日(平成27年度)の、計画作成件数(サービス利用支援費)を記入して下さい。国保連に請求した件数で計上して下さい。

N=40(未回答3)

総数	5037
平均	125.93
標準偏差	104.55
最大	527
最小	10
中央値	103

単位(件)

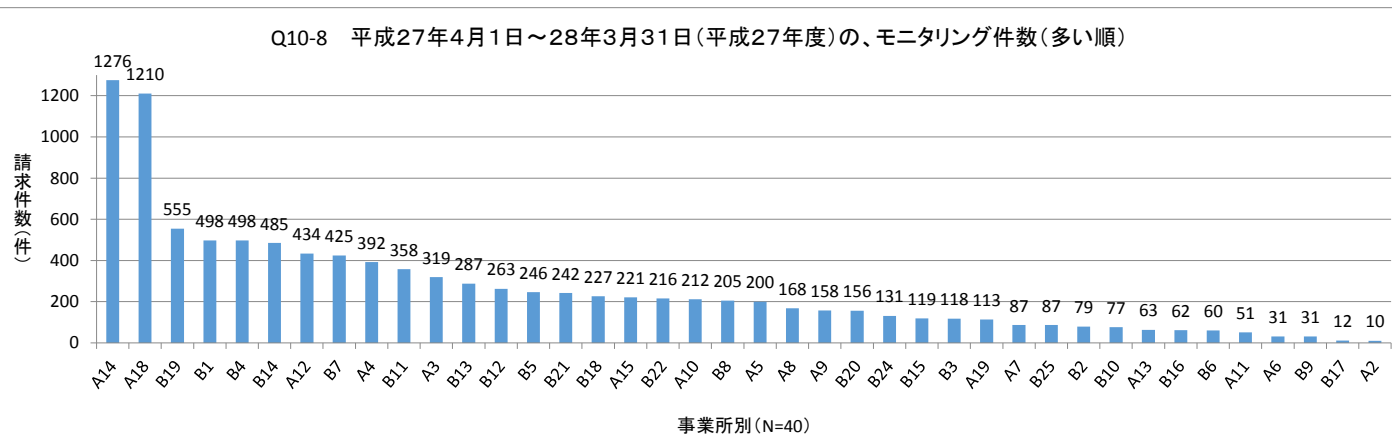


Q10-8 平成27年4月1日～28年3月31日(平成27年度)の、モニタリング件数(継続サービス利用支援費)を記入して下さい。国保連に請求した件数で計上してください。

N=40(未回答3)

総数	10382
平均	259.55
標準偏差	269.87
最大	1276
最小	10
中央値	202.5

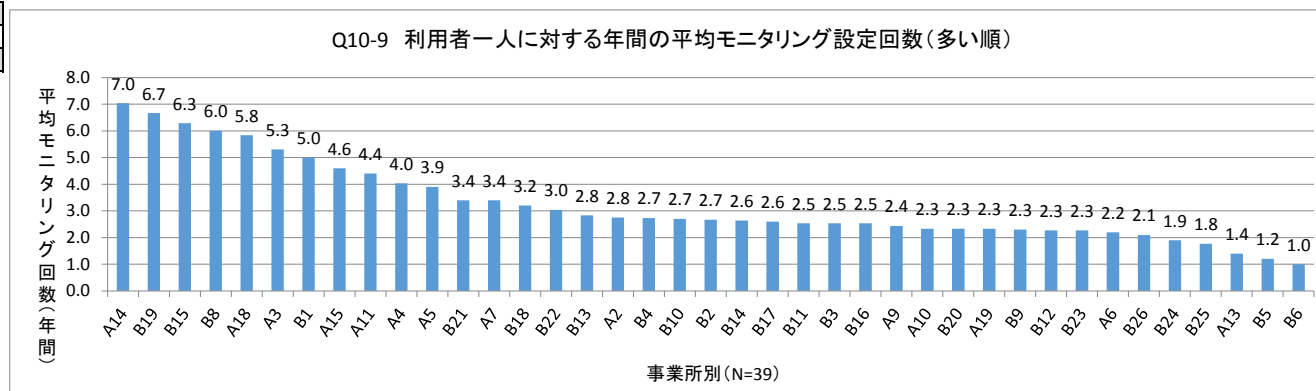
単位(件)



Q10-9 平成27年4月1日～平成28年3月31日の間に支給決定を受けた計画相談支援利用者30名を抽出し、1年間のモニタリング実施月を記載してください。抽出方法は平成28年3月に支給決定を受けた方からさかのぼり、30名を満たすまで抽出してください。利用者が30名に満たない場合は、30名に満たない件数をお願いします。ただし、1年未満の計画相談支援給付費の支給を受けている方は除いてください。なお、1か月に31名以上支給決定を受けている事業所は、その中から任意の30名を抽出して記入して下さい。

N=39

モニタリング合計数(全体)	3591
人数(全体)	1097
平均モニタリング件数(全体)	3.3



支給決定からの経過月数	1か月後	2か月後	3か月後	4か月後	5か月後	6か月後	7か月後	8か月後	9か月後	10か月後	11か月後	12か月後
モニタリングの設定率	28%	29%	37%	11%	18%	72%	10%	12%	21%	10%	16%	64%

Q11-1 一般相談支援事業の指定有無について教えてください(平成28年3月31日現在)

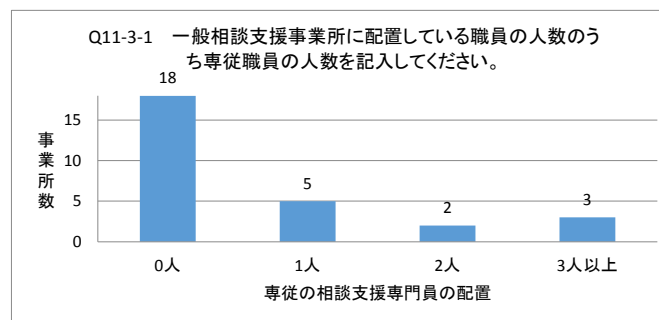
N=44		
指定を受けている	40	90.9%
指定を受けていない	4	9.1%
計	44	100.0%

Q11-2 地域相談支援事業の実施について教えてください。(平成28年3月31日現在)

N=40		
地域移行・定着支援共に実施	20	50.0%
地域移行支援のみ実施	9	22.5%
地域定着支援のみ実施	1	2.5%
実施していない	10	25.0%
計	40	100.0%

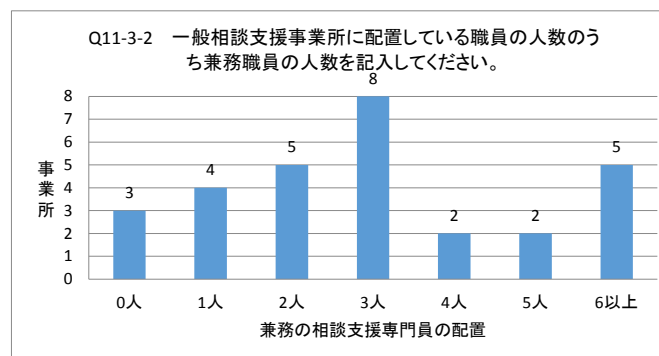
Q11-3-1 一般相談支援事業所に配置している職員の人数のうち専従職員の人数を記入してください。

N=28(未回答2)		
人数	事業所数	
0人	18	64.3%
1人	5	17.9%
2人	2	7.1%
3人以上	3	10.7%
計	28	100%



Q11-3-2 一般相談支援事業所に配置している職員の人数のうち兼務職員の人数を記入してください。

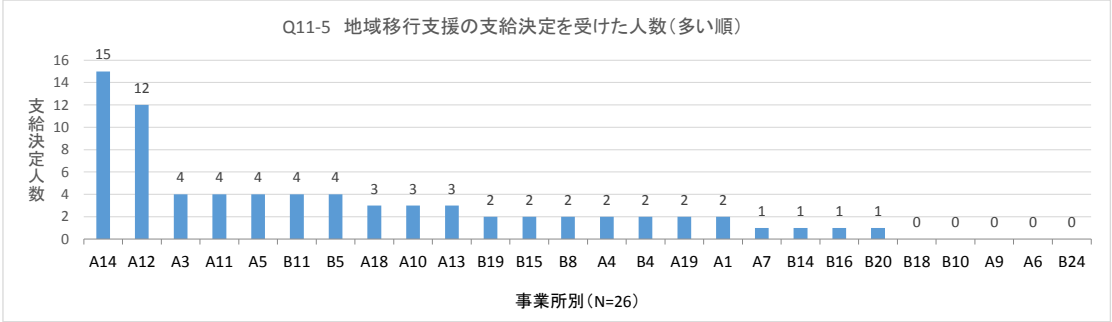
N=29(未回答1)		
人数	事業所数	
0人	3	10.3%
1人	4	13.8%
2人	5	17.2%
3人	8	27.6%
4人	2	6.9%
5人	2	6.9%
6以上	5	17.2%
計	29	100.0%



Q11-5 地域移行支援の支給決定を受けた人数を記入してください（平成27年4月1日～28年3月31日）

N=26(未回答3)

支給決定人数(人)	事業所数	
0	5	19.2%
1	4	15.4%
2	7	26.9%
3	3	11.5%
4	5	19.2%
12	1	3.8%
15	1	3.8%
計	26	100.0%



N=26

平均	2.85
標準偏差	3.38
最大	15
最小	0
中央値	2

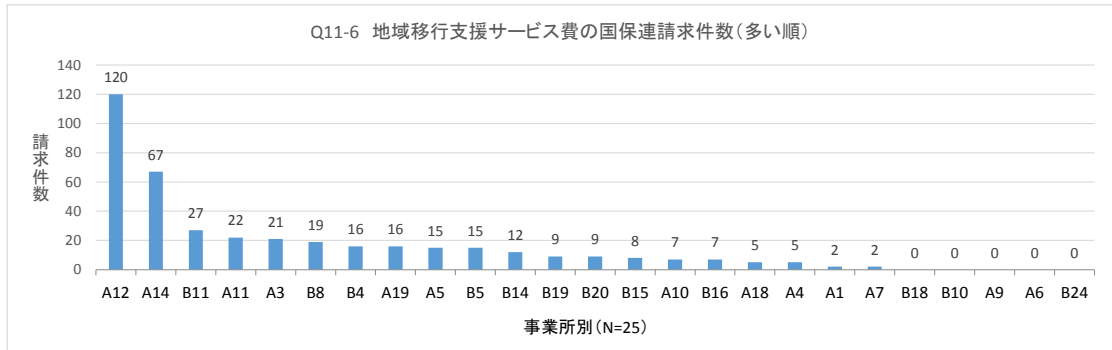
単位(人)

Q11-6 地域移行支援サービス費(2300点)の国保連請求件数の合計を記入してください。（平成27年4月1日～28年3月31日）

N=25(未回答4)

平均	16.16
標準偏差	25.19
最大	120
最小	0
中央値	9

単位(件)



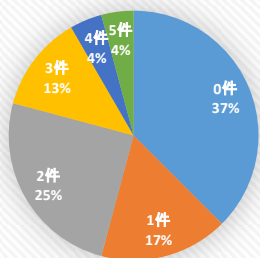
Q11-7 初回加算(500点)の国保連請求件数の合計を記入してください。(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

N=24(未回答5)

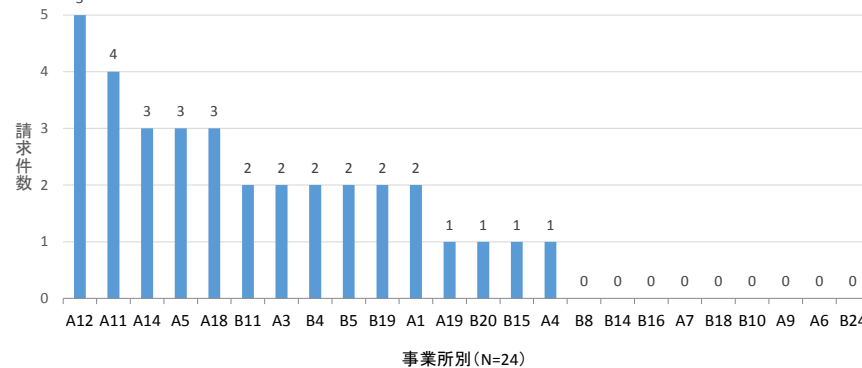
平均	1.42
標準偏差	1.41
最大	5
最小	0
中央値	1

単位(件)

Q11-7 初回加算の請求件数ごとの割合



Q11-7 初回加算(500点)の国保連請求件数(多い順)



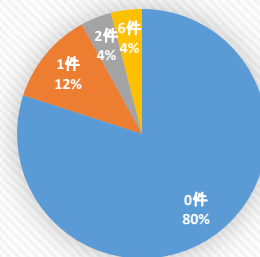
Q11-8 集中支援加算(500点)の国保連請求件数の合計を記入してください。(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

N=25(未回答4)

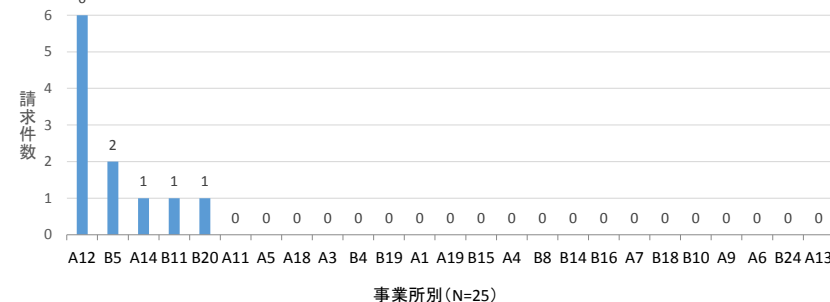
平均	0.44
標準偏差	1.24
最大	6
最小	0
中央値	0

単位(件)

Q11-8 集中支援加算の請求件数ごとの割合



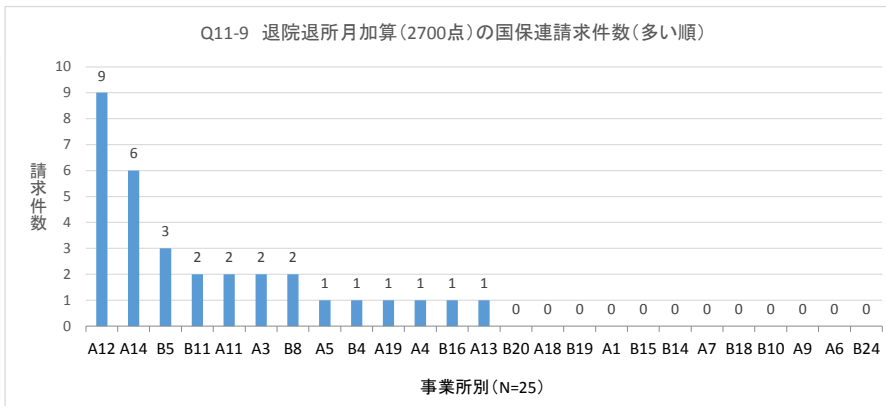
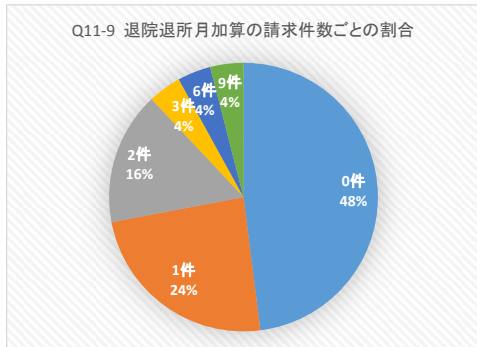
Q11-8 集中支援加算(500点)の国保連請求件数(多い順)



Q11-9 退院退所月加算(2700点)の国保連請求件数の合計を記入してください。(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

N=25(未回答4)	
平均	1.28
標準偏差	2.07
最大	9
最小	0
中央値	1

単位(件)



Q11-10 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに地域移行支援の支給決定を受けた対象者における、支給決定時の居住場所を記入して下さい。

居住場所		N=30	
	合計		
①精神科病院	59	98%	
②障害者の入所施設	0	0%	
③救護・更生施設	1	2%	
④刑事施設・少年院	0	0%	
⑤更生保護施設・自立生活センター・就業センター・自立準備ホーム	0	0%	
計	60	100%	

Q11-16 地域定着支援の支給決定を受けた人数を記入してください（平成27年4月1日～28年3月31日）

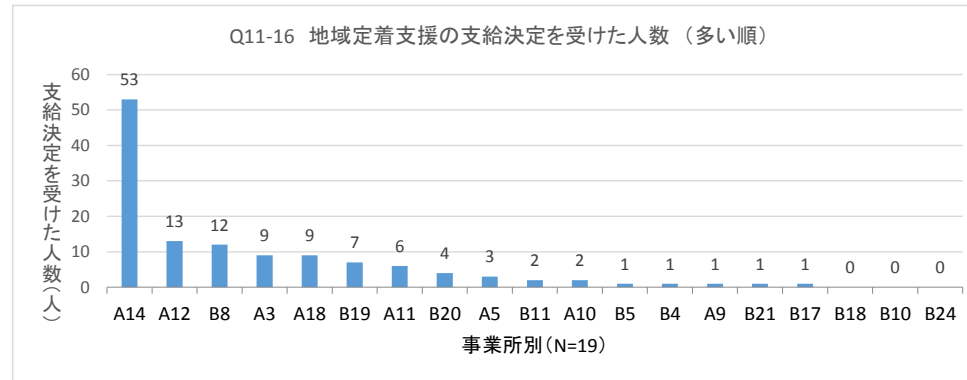
N=19

支給決定数	事業所数	
0	3	15.8%
1	5	26.3%
2	2	10.5%
3	1	5.3%
4	1	5.3%
6	1	5.3%
7	1	5.3%
9	2	10.5%
12	1	5.3%
13	1	5.3%
53	1	5.3%
計	19	

N=19

平均	6.58
標準偏差	11.66
最大	53
最小	0
中央値	2

単位(人)

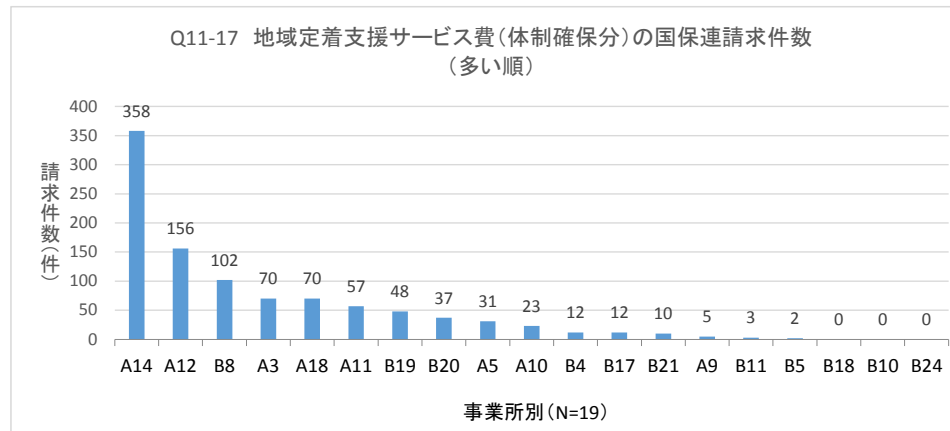


Q11-17 地域定着支援サービス費(体制確保分/300点)の国保連請求件数を記入して下さい。(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

N=19

平均	52.42
標準偏差	82.50
最大	358
最小	0
中央値	23

単位(件)

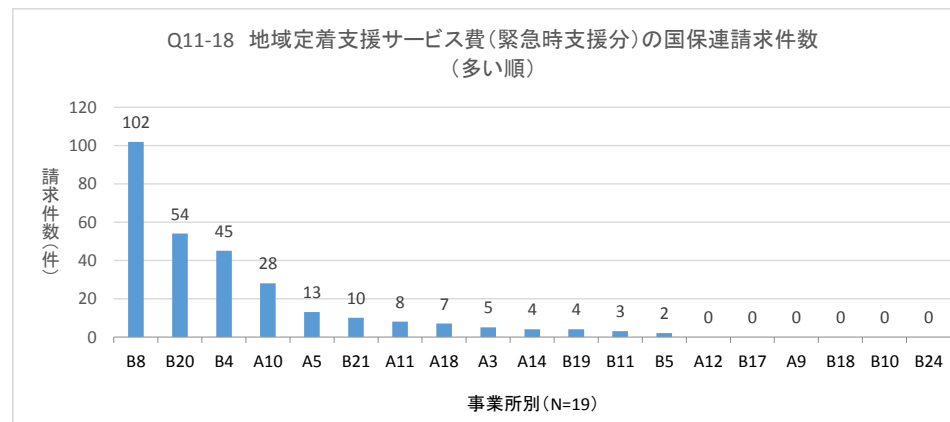


Q11-18 地域定着支援サービス費(緊急時支援分/700点)の国保連請求件数を記入して下さい。(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

N=19

平均	15.00
標準偏差	25.45
最大	102
最小	0
中央値	4

単位(件)





# 東京都自立支援協議会 第5期活動方針(案)

## 都協議会の位置づけ

- ・根拠規定:障害者総合支援法第89条の3
- ・東京都自立支援協議会設置要綱により設置(平成19年10月1日施行)

- 区市町村の相談支援体制などに関する協議の場
- 地域協議会で集約した課題や取組に関する情報収集・発信の場

## 協議会に係る現状と課題

- 全区市町村(島しょ部除く)で、協議会の立ち上げ  
一方で、**活動内容については地域間の差が大きい**  
(開催回数、専門部会の有無、具体的な取組の有無等)
- 都協議会で実施している交流会、セミナーは地域協議会(区市町村、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係者)に好評。地域協議会の活動状況を集約した動向集は、調査項目等を検討のうえ実施し、充実を図っている。  
一方で、**本会議の活動は地域協議会に見えにくく、都と地域との双方向性が十分でない**

## 国の近年の動向

- 全ての障害福祉サービス、障害児通所支援の利用申請について、サービス等利用計画等を作成(27年4月~)
- 相談支援の質の向上に向けた検討  
相談支援専門員の指導的役割を担う人材(主任相談支援専門員(仮称))の研修を実施  
なお、サービス管理責任者も段階的な研修を実施(共に30年度法改正、31年度実施予定)
- 障害者総合支援法の改正(30年4月1日)  
障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応など、一層の支援の充実

## 第5期テーマ

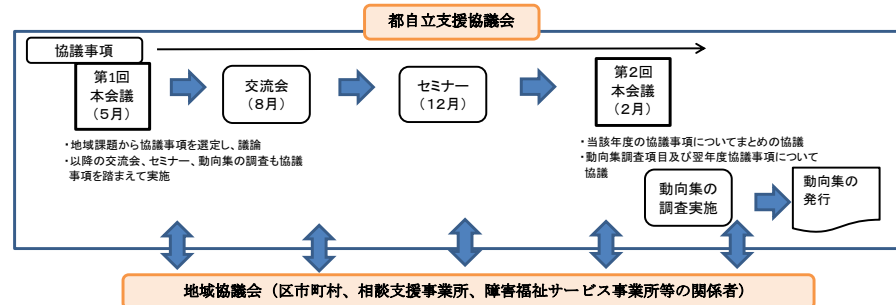
「都と地域の協議会活動の双方向性を強化し、東京都における地域課題を考える」

### ■活動の方向性

地域協議会が都全域で設置された今、都協議会と地域協議会の位置づけや活動を整理した上、双方向での情報収集・発信機能を強化し、東京都における地域課題等を共有する。

### ■実施策

- 第4期同様、本会議、地域協議会交流会、セミナー及び動向集を活動の柱とする。
- 委員が持ち寄る地域課題から全都的なものを選定し、年間の協議事項とし、地域協議会交流会、セミナー及び動向集の調査は、年間の協議事項を踏まえた内容で実施する。  
(平成29年度第1回は、委員の大幅な交替があり、事務局から協議事項案を提示)
- 第2回本会議においてまとめの討議を行い、次年度の協議事項を選定する。また、当該協議事項を、年度内に実施する動向集のための区市町村への調査項目として、必要かつ可能な範囲で反映させる。
- 協議会委員及び連絡調整会議委員から実行委員を選任し、各実行委員は地域協議会交流会、セミナー及び動向集のうち、担当する行事等に企画段階から関与する。  
なお、実行委員名簿案は、別紙のとおり



# 平成29年度東京都自立支援協議会 活動計画(案)

第5期テーマ(平成29年度～平成30年度)

都と地域の協議会活動の双方向性を強化し、東京都における地域課題を考える

平成29年度協議事項

東京の協議会活動がさらに機能するために何が必要か

平成29年度活動計画

## 東京都自立支援協議会

**協議事項に基づく検討**

＜第1回本会議(5/15(月))＞

- 第5期都協議会活動方針
- 平成29年度活動計画
- 地域自立支援協議会実践報告 など
- 協議事項に基づくグループ討議

企画等

＜第2回本会議(2月予定)＞

- 平成29年度活動報告
- 平成30年度協議事項の選定 など
- 協議事項に基づくグループ討議

報告・共有

**地域協議会の情報把握・共有**

《地域自立支援協議会交流会(8/18(金))》  
(会場:東京都社会福祉保健医療研修センター)

【目的】

- 地域自立支援協議会関係者の交流の場を設定し、協議会の活動状況等に関する情報交換を実施することにより、地域協議会の円滑な運営や活動の活性化を図る。
- 都協議会として、地域協議会の活動状況についての状況把握を図る。

【対象者】

都内地域自立支援協議会関係者  
(全体会委員、専門部会委員、事務局職員、区市町村所管課職員等)

【スケジュール及び実施方法】

<5月～6月 企画検討>

年間テーマに沿った討議テーマや話題提供者の選定

<7月上旬 事前調査>

参加申込みと合わせて、参加予定者にテーマに関する協議会の活動・成果物や区市町村の取組のアンケート調査に回答をもらう。  
→ 事務局で取りまとめ、当日のグループ討議の参考資料として配布

<当日>

- 1) 話題提供
  - ・ 地域協議会委員等からテーマに関する地域での実践例を報告してもらう。
- 2) グループ討議
  - ・ 希望テーマごとに少人数グループ(6～7名程度)を編成
  - ・ 参加者が事前調査の回答や協議会の成果物等をもとに、地域の状況や課題、取組等を紹介し、意見交換を行う。
  - ・ 協議会委員は、グループを行き来しながら討議内容の把握及び必要に応じ助言を行う。
- 3) 討議のまとめ
  - ・ 全参加者が一堂に会する場で、協議会委員が、討議の内容を紹介し、情報共有を図る

**東京の協議会活動の普及啓発**

《東京都自立支援協議会セミナー(12/8(金))》  
(会場:都庁第一本庁舎大会議場)

【目的】

障害者総合支援法における相談支援体制等、東京における共通課題や取組、協議会活動の活性化策などについて、都協議会本会議の検討等を踏まえた講演及びシンポジウムを実施することにより、広く関係者への情報発信を行う。

【対象者】

- 地域自立支援協議会委員、事務局等関係者
- 区市町村職員(障害福祉主管課・福祉事務所・保健所等)
- 相談支援事業所、サービス事業所等職員・障害当事者、家族等
- その他障害者支援に携わる者(民生委員・児童委員、成年後見人、ボランティア等)
- 一般都民
- その他(近隣自治体関係者等)

【内容】

- 基調講演
- シンポジウム等

29年度協議事項を反映

**地域協議会の情報共有・発信**

《「東京都内の地域自立支援協議会の動向」発行》

- 各地域の自立支援協議会活動状況等について冊子にまとめ、協議会関係者に配布
- 平成29年度の協議事項に関する項目を追加
  - <28年度版> 平成29年7月頃発行
  - <29年度版> 平成30年7月頃発行予定

地域協議会(区市町村、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係者)